

内閣委員会
議 録
第 九 号

昭和三十六年三月三日(金曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事高橋 等君

理事宮澤 胤男君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

大森 玉木君 島村 一郎君

服部 安司君 福田 一君

藤原 節夫君 保科善四郎君

牧野 寛索君 足鹿 覺君

山口 誠治君 山内 公君

山花 秀雄君

出席國務大臣

國務大臣 小澤佐重喜君

國務大臣 西村 直己君

出席府政務委員

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(長官官房長)

防衛庁参事官 海原 治君

(防衛局長)

防衛庁参事官 小幡 久男君

(教育局長)

防衛庁参事官 小野 裕君

(人事局長)

防衛庁参事官 木村 秀弘君

(経理局長)

防衛庁参事官 塚本 敏夫君

(裝備局長)

調達庁長官 丸山 信君

表中「在コンゴール日本国大使館

在コンゴール(レオポルドヴィル)日本国

大使館

在エクアドル日本国大使館

在ボリヴィア日本国大使館

在パラグアイ日本国大使館

総理府事務官 大石 孝章君

(調達庁総務部長)

外務政務次官 津島 文治君

大蔵事務官 山下 武利君

(管財局長)

水産庁次長 高橋 泰彦君

建設事務官 山内 一郎君

(河川局長)

委員外の出席者

防衛庁書記官 大森 頼雄君

(経理局施設課長)

大蔵事務官 三浦 道義君

(管財局国有財産第一課長)

大蔵事務官 下条進一郎君

(管財局国有財産第三課長)

文部事務官 中尾 竜彦君

(管財局教育施設部計画課長)

厚生技官 橋本寿三男君

(医務局国立療養所課長)

自治事務官 岸 昌君

(行政局行政課長)

自治事務官 萩原 幸雄君

(税務局固定資産税課長)

三月三日

委員原茂君辞任につき、その補欠と

して足鹿君が議長の名で委員に選任された。

委員足鹿君辞任につき、その補欠として原茂君が議長の名で委員に選任された。

同日

三月二日

国家行政組織法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第一二二三号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二六号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

提出第一二二六号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二五号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二六号)

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

国の防衛に関する件

○久野委員長 これより会議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。津島外務政務次官。

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

置く。

第九条の二に次の一項を加える。

2 中近東アフリカ部においては、前項各号に掲げる事務のうち中近東及びアフリカの諸国に関する事務をつかさどる。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

中近東及びアフリカの諸国に対するわが国の外交事務を円滑に遂行するため、外務省欧亜局に中近東アフリカ部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

ウ ル グ ア イ	二、二〇〇	一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、三〇〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
南 ア フ リ カ 連 邦	二、二〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三三〇	二、一〇〇	一、八九〇

ウ ル グ ア イ	二、二〇〇	一、〇〇〇	八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、三〇〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
南 ア フ リ カ 連 邦	二、二〇〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三三〇	二、一〇〇	一、八九〇

[illegible][illegible]

イ	三、〇〇〇	二、四六〇	三、七二〇	四、四六〇	五、二〇〇	五、九四〇	六、六八〇	七、四二〇	九、九六〇	三、一〇〇
---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

イ	三、〇〇〇	二、四六〇	三、七二〇	四、四六〇	五、二〇〇	五、九四〇	六、六八〇	七、四二〇	九、九六〇	三、一〇〇
---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

[illegible][illegible][illegible]

ブ	九、七、六、五、四、三、二、一及び	
レ	〇	
ト	〇	
リ	〇	
ア	〇	

[illegible][illegible]

07-1	001.1	013.1	009.3	06.3	五、五四〇	六、四二〇	七、三九〇	九、二四〇
------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------

[illegible]

九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五五〇	四、八二〇	四、二〇〇	三、四四〇	三、〇〇〇	二、五四〇	〇、三三二	〇、〇〇一	一、八九〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五五〇	四、八二〇	四、二〇〇	三、四四〇	三、〇〇〇	二、五四〇	〇、三三二	〇、〇〇一	一、八九〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

ナ	た	た	た	た	た	た	た	た	を削る。
イ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	
ロ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	
ビ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	

ナ	た	た	た	た	た	た	た	た	を削る。
イ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	
ロ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	
ビ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	せ	

定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○津島政府委員 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、従来の欧亜局に新たに中近東アフリカ部を設置することを規定しております。

おいでは、わずか一カ年間に十七カ国が独立いたしました。この結果中近東、アフリカ地域の独立国は三十六カ国の多きに達したのであります。さらになおま

ともあわせて、世界の独立国の約三分の二に相当する六十八カ国に関する外交政策の企画立案、情報の収集、調査等々をわめて多岐にわたる事務を欧亞局で所掌している次第でございます。

以上のような情勢にかんがみまして、事務量の急激な増大は当然であります。が、加うるに中近東・アフリカの諸国は、西欧、東欧の諸国と後進国、先進国の差があるばかりでなく、あらゆる面で国柄が異なっておりますし、またこれらの諸国は、植民地支配より独立

した国であるだけに国民感情等におきましても独自の機構において処理することが適当と思われるので、よって

これらの事務の円滑かつ能率化をはかるため、中近東アフリカ部を設けようとするものであります。

以上のような理由によりまして、中近東・アフリカ部を設けるための法的措置といたしまして、外務省設置法の一部を改正するための法案として本法律案を提出する次第であります。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、南米及びアフリカ諸国におけるわが国在外公館の新設及び昇格を規定しております。

南米におきましては、エクアドル、ボリビア、パラグアイ及びウルグアイの四公使館をそれぞれ大使館に昇格するとともに、レシフェ総領事館を新設し、またアフリカにおきましては、セネガル大使館を新設するとともに兼轄大使館十六館を設置し、さらに南アフリカ連邦、モロッコ、スーダンの各公使館及びナイロビ領事館をそれぞれ大使館及び総領事館に昇格することにいたしました。

まず南米関係につき説明いたします。南米諸国がわが国にとり貿易、経済、技術協力及び移住振興等の各分野においてきわめて重要な地位にあることは申し述べるまでもありませんが、エクアドル以下の四カ国はかねてよりわが国との大使交換を強く希望しており、この際先方の希望にこたえることはきめて時宜になつてゐるものと考えらるべきであります。またレシフェはブラジル有数の都市であり、在留邦人も多く、経済上重要でありますので、同地方管轄の総領事館を設置することとした次第であります。次に、アフリカ関係であります。御承知のごとく近年アフリカ各地において、その民族的独立機運が急速に高まりました結果、昨年一年間に十七カ国に及ぶ独立国が誕生いたしました。わが国としては、これら諸国の動向が今後の世界情勢に重要な意義を持つてゐること、またわが国の貿易及び経済協力上の相手国としても重要であること等にかんがみ、これら諸国との関係の一層の緊密化をはかるため、これら諸国に大使館を設置し、そのうちセネガルには実館を新設し、あとの十六公館は近接諸国に置かれてゐる大使館を

して兼轄せしめることとしたし、さらに、南ア連邦、モロッコ及びスーダンの各公使館を大使館に、またナイロビ領事館を総領事館に、それぞれ昇格せしむることとした次第であります。

このような在外公館の新設及び昇格を行なうための法的措置といたしまして、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正すると同時に、これらの在外公館に勤務する職員の内勤俸の額を定める必要があらますので、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律にも所要の改正を加えることとし、これら二つの法律の一部を改正するための法案として、本法律案を提出する次第であります。

以上二点について慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○久野委員長 次に、国家行政組織法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。小澤國務大臣。

国家行政組織法等の一部を改正する法律案

(国家行政組織法の一部改正)
第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。
第十九条を次のように改める。

(定員)
第十九条 各行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員(以下「定員」とい

う)は、法律でこれを定める。
2 特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合においては、同項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。
3 前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。
2 現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところにより、第十九条第一項の規定にかかわらず、政令でこれを定めることができる。
本則中第二十二條の次に次の一条を加える。

(各内部部局等の定員)
第二十二條の二 各行政機関の各内部部局、第八條の各機関及び各地方支分部局別の定員は、当該行政機関の定員の範囲内において、それぞれ総理府令又は省令で定める。ただし、法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

(内閣法の一部改正)
第二条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第十六條第一項を次のように改める。

第十四條の二に規定する職員のうち内閣官房に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤

の職員の定員は、七十人とする。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第三十五條の八を次のように改める。

第三十五條の八 公正取引委員会の事務局の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十九條第一項の定員は、二百四十五人とする。

(検察庁法の一部改正)
第四條 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條中「職員の定員」を「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十九條第一項の定員」に改める。

(宮内庁法の一部改正)
第五條 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第十一條を次のように改める。

第十一條 宮内庁の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十九條第一項の定員は、長官、宮内庁長官秘書官、侍從長、侍從次長、東宮大夫及び式部官長の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
特別職の職員	二二人
一般職の職員	一、〇八三人
合計	一、一〇五人

(法務省設置法の一部改正)
第六條 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第十三條の十七を次のように改める。

第十三條の十七 法務省の国家行政組織法第十九條第一項の定員は、法務大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四四、六	うち一〇、七六七人は、検察庁の職員とする。
司法試験管理委員	一〇人	
公安審査委員会	一〇人	
公安調査庁	一、七一〇人	
合計	四六、三九七人	

(行政管理庁設置法の一部改正)
第七條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第十條を次のように改める。

(建設省設置法の一部改正)
第八條 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第十九條を次のように改める。

(定員)

第十九条 建設省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、建設大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、三万三千三百八十人とする。

(郵政省設置法の一部改正)

第九條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第二十五條を次のように改める。

(定員)

第二十五條 郵政省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、郵政大臣、政務次官及び秘書官の定員並びに次項の定員を除き、三千二百二十人とする。

2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)の適用を受ける職員のうち郵政省に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

(総理府設置法の一部改正)
第十條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
第二十三條を次のように改める。

(定員)
第二十三條 総理府の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、内閣総理大臣、総務長官、総務副長官、総務長官秘書官、原子力委員会委員及び委員並びに科学技術会議議長及び議員の定員並びに外局の定員を除

き、三千四百八十人とする。

(調査庁設置法の一部改正)

第十一條 調査庁設置法(昭和二十四年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四章 地方支分部局」を「第四章 地方支分部局(第十三条―第十七条)」とし、第五章(第十八条)に改める。

第四章の次に次の一章を加える。
第五章 定員
第十八條 調査庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、二千六百七十七人とする。
(大蔵省設置法の一部改正)
第十二條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。
第四十九條を次のように改める。

(定員)
第四十九條 大蔵省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、大蔵大臣、政務次官及び秘書官の定員並びに次項の定員を除き、次のとおりとする。

2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)の適用を受ける職員のうち

区分	定員
本省	一五、三三五人
国税庁	五〇、七三四人
合計	六六、〇六九人

本省に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

(文部省設置法の一部改正)

第十三條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。
第三十一條を次のように改める。

(定員)

第三十一條 文部省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、文部大臣、政務次官、秘書官及び文化財保護委員会の委員長である委員の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三三、三三六人	うち、国立文化財保護委員会の委員は、国立学校の職員とする。
合計	七〇、七六八人	

(国立学校設置法の一部改正)
第十四條 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第九條を次のように改める。

第九條 国立学校の職員(定員)は、文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)第三十一條に定める国立学校の職員の定員の範囲内において、政令で定める。

(厚生省設置法の一部改正)
第十五條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を

次のように改正する。

第三十八條を次のように改める。

(定員)

第三十八條 厚生省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、厚生大臣、政務次官、秘書官並びに社会保険審査会の委員長及び委員の定員を除き、四万八千九百五十五人とする。

(農林省設置法の一部改正)

第十六條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。
第七十五條を次のように改める。

(定員)

第七十五條 農林省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、農林大臣、政務次官及び秘書官の定員並びに次項の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	二〇、四四八人
食糧庁	一、九四八人
林野庁	一、〇九八人
水産庁	一、七五〇人
合計	二五、二四四人

2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)の適用を受ける職員のうち

林野庁に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。
(運輸省設置法の一部改正)
第十七條 運輸省設置法(昭和二十

四年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第八十三條を次のように改める。

(定員)

第八十三條 運輸省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、運輸大臣、政務次官、秘書官及び運輸審議会の委員の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	三、八五八人
船舶労働委員会	五八人
捕獲審判再審査委員会	五八人
海上保安庁	二、〇六八人
海難審判庁	三三三人
気象庁	五、五九八人
合計	三〇、八八八人

(労働省設置法の一部改正)

第十八條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第二十二條を次のように改める。

(定員)

第二十二條 労働省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、労働大臣、政務次官、秘書官及び労働保険審査会の委員の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	三、四四八人
中央労働委員会	八八人
公共企業体等労働委員会	二八人
合計	三、五六四人

(文化財保護法の一部改正)

第十九条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「委員会に置かれる職員の定員」を「委員会の国家行政組織法第十九条第一項の定員」に改める。

(北海道開発法の一部改正)

第二十条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(定員)

第十八条 北海道開発庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、北海道開発庁長官及び政務次官の定員を除き、一万四百三十人とする。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第二十一条 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十條第三項を次のように改める。

3 委員会の事務局の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、十八人とする。

(外務省設置法の一部改正)

第二十二條 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十條を次のように改める。

(定員)

第三十條 外務省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、外務大臣、政務次官及び秘書官の

定員を除き、次のとおりとする。

区分		定員
特別職の職員	一般職の職員	三三三人
合計		三三三人

(公安調査庁設置法の一部改正)

第二十三條 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「公安調査庁に置かれる職員の定員」を「公安調査庁の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十九条第一項の定員」に改める。

(公安審査委員会設置法の一部改正)

第二十四條 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中「事務局に置かれる職員の定員」を「事務局の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十九条第一項の定員」に改める。

(法制局設置法の一部改正)

第二十五條 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

(定員)

第六條 長官及び次長を除くほか、法制局に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、六十五人とする。

十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六條を次のように改める。

(定員)

第二十六條 自治省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、自治大臣、政務次官、秘書官及び地方財政審議会の委員の定員を除き、次のとおりとする。

区分		定員
本省	消防庁	三三三人 一四〇人
合計		四六三人

(経済企画庁設置法の一部改正)

第二十七條 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のよう改正する。

第十五條を次のように改める。

(定員)

第十五條 企画庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、長官及び政務次官の定員を除き、五百三十二人とする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十八條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十條を次のように改める。

(定員)

第五十條 通商産業省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、通商産業大臣、政務次官及び秘書官の定員並びに次項の定員を除き、次のとおりとする。

九人は、警察官とする。

(防衛庁設置法の一部改正)

第三十一條 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「定員(二月以内の期間を定めて雇用される者、退職者及び非常勤の者を除く。)」を「定員(国家行政組織法第十九条第一項の定員をいう。)」に改める。

2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の適用を受ける職員のうち本省に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第二十九條 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中「職員で常時勤務する者(二月以内の期間を定めて雇用される者を除く。)」を「職員のうち国の経営する企業の業務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員」に改める。

(警察法の一部改正)

第三十條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項を次のように改める。

警察庁の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十九条第一項の定員は、七千七百五十七人とし、そのうち千十

九人は、警察官とする。

(防衛庁設置法の一部改正)

第三十一條 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「定員(二月以内の期間を定めて雇用される者、退職者及び非常勤の者を除く。)」を「定員(国家行政組織法第十九条第一項の定員をいう。)」に改める。

2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の適用を受ける職員のうち本省に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第三十二條 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項を次のように改める。

2 前項の職員は、地方事務官、地方技官その他の職員とし、その定員は、政令で定める。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第三十三條 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

(定員)

第二十一條 科学技術庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、長官及び政務次官の定員を除き、千三百十四人とする。

組法第十九条第一項の定員は、五十一人とする。

(憲法調査会法の一部改正)

第三十五条 憲法調査会法(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項を次のように改める。

6 事務局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員は、十九人とする。

(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

第三十六條 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項を次のように改める。

6 事務局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、二十人とする。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

(行政機関職員定員法の廃止)

2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)は、廃止する。

(常勤の職員に対する暫定措置)

3 この法律の施行の際、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定めら

れる定員の外に置くことができる。

(暫定定員)

4 調査庁の定員は、改正後の調査庁設置法第十八条の規定にかかわらず、昭和三十六年七月三十一日までの間は、二千七百五十二人とし、昭和三十六年八月一日から昭和三十六年九月三十日までの間は、二千七百三十二人とし、昭和三十六年十月一日から昭和三十六年十一月三十日までの間は、二千七百三十二人とし、昭和三十六年十二月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間は、二千七百三十二人とする。

5 大蔵省本省の定員は、改正後の大蔵省設置法第四十九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、一万五千三百三十六人とする。

6 厚生省の定員は、改正後の厚生省設置法第三十八条の規定にかかわらず、昭和三十六年五月十五日までの間は、四万九千九百九十九人とし、昭和三十六年五月十六日から昭和三十七年五月十五日までの間は、四万八千九百八十七人とする。

7 食糧庁の定員は、改正後の農林省設置法第七十五条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、二万九千五百八十人とする。

8 通商産業省本省の定員は、改正後の通商産業省設置法第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、一万六千六百六十八人とする。

9 科学技術庁の定員は、改正後の科学技術庁設置法第二十一条の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、千三百十五

人とする。

(定員外の指名)

10 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)附則第十項から第十四項までの規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有するものとする。ただし、同法附則第十項の表厚生省の項中「昭和三十

六年五月十五日 四五人」とあるのは、

昭和三十六年五月十五日
昭和三十七年五月十五日
一三人
三三人
とする。

(未帰還職員)

11 未帰還職員に関する取扱については、なお従前の例による。

理由

昭和三十六年度における事業予定計画にかんがみ、行政機関の定員を改正し、あわせて従来の定員管理制の欠陥の是正及び職の検討による定員規制方式の確立を図るため、国家行政組織法等を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小澤國務大臣 ただいま議題になりました国家行政組織法等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回提案いたしました国家行政組織法等の一部を改正する法律案は、昭和三十六年度における内閣機関並びに各

行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴い所要の増員、業務の縮小に伴う余剰人員の縮減及び定員外職員の定員繰り入れを行なうよう定員を改正し、あわせて現行定員管理制度の欠陥を是正して、実効のある定員規制を行なうため、定員規制の対象となる職員の範囲を明確にする定員規制方式を確立するとともに、行政機関の実体に対応して、定員規制に弾力性を保持させる必要がある五現業の職員の定員及び特別の事情により緊急に増加を必要とする職員の定員については、政令で定めることができるようにするものであります。さらに定員というものは、本来組織の規模を示す尺度であり、行政機関の規模は機構と職員の定員により規制されるべきものでありますから、従来のように定員のみを切り離して規定することは適当でないと思われ、各省庁等の必要とする具体的な定員については、従来規制の対象としていなかった特別職の職員をあわせて、それぞれ当該省庁等の設置法に規定するようになしたとするとともに、行政機関職員定員法を廃止し、これに伴い関連法律に所要の改正を行なうものであります。

次に定員の内容について御説明いたしますと、各行政機関の定員は、現行行政機関職員定員法第二条第一項の定員六十九万九千二百七十八人と、同条第二項の定員八十八万二千四百七十七万九千八百八十八人を、昭和三十六年度事業予定計画に伴う増七千七百七十四人、定員外職員の定員化に伴う増四万七千六百九十三人を加えた七十五万六千五百六十五人とし、そのうち、国家行政

組織法第十九条第一項に基づき各省庁の設置法等で規定することになります。定員は、四十三万五千七百七十七人、国家行政組織法第二十一条第二項の規定に基づき政令で規定することになります。定員は、三十二万五千九百八十八人です。

なお、事業計画に伴う増員のおもなものとしては、科学技術庁の付属研究所の拡充に伴うもの百七十七人、保護観察の強化に伴うもの百人、税関輸出入業務量の増加に伴うもの四百人、国立学校の学年進行学部の増設等に伴うもの二千七百二十二、国立病院、療養所看護婦の勤務条件改善に伴うもの三百七十七人、国立ガンセンター設置に伴うもの二百五十一人、労働者災害補償保険の業務量の増加に伴うもの百二十五人、公共事業等の増加に伴うもの三百六十七人等があります。が、いずれも業務の増加、拡張に伴う必要やむを得ないものであります。

また、事業計画に伴い減員となるおもなものとしては、調査庁の駐留軍提供施設等の減少に伴うもの七十五人、厚生省の国民年金業務の一部を地方公共団体へ移しかえすることに伴うもの百五十七人、農林省の公共事業の一部を愛知用水公団へ移しかえすることに伴うもの百十三人等です。

次に内閣官房等におきましては、定員外職員の定員化等に伴う三十三人の増員をいたすものであります。

最後に、暫定定員等につきましても所要の規定を設けますとともに、この改正法律は四月一日から施行することにしたしております。

以上がこの改正法律案のおもな内

容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○久野委員長 次に、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。西村国務大臣。

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 給付金の種類及び支給(第六条—第十五条)

第三章 不服の申立て(第十六条—第十八条)

第四章 被害者給付金審査会(第十九条—第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条—第二十六条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかった者及び連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に対する給付金の支給に關して定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「連合国占領軍等の行為等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 本邦(政令で定める地域を除く。以下この項において同じ。)内における昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日までの間(以下この項において「占領期間」という。)の連合国の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者(これらの者に随伴する者で政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の行為(正当な行為及び故意又は過失によらない行為を除き、日本の国籍のみを有する被用者の行為にあつては、職務執行中の行為に限る。)

二 本邦内における占領期間中の連合国の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者(日本の国籍のみを有する者を除く。)の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理の欠陥

三 この法律において「見舞金」とは、国が、連合国占領軍等の行為等による死亡、負傷又は疾病について、被害者又はその遺族に対してこの法律の施行前に行政措置に基づいて支給した療養見舞金(療養費、打切療養費及び療養の給付を含む。)、障害見舞金及び死亡見舞金をいう。

四 この法律において「給付金」とは、国は、被害者又はその遺族

で、この法律の施行の日(給付金の支給原因である事実の生じた日)がこの法律の施行の日後であるときは、その支給原因である事実の生じた日)において日本の国籍を有するものに対し、給付金を支給する。ただし、被害者の死亡、負傷又は疾病がその者又は第三者の故意又は重大な過失に起因するものであるときは、この限りでない。

(認定)

第四条 給付金(打切給付金を除く。以下第十五条において同じ。)の支給を受ける権利の認定は、これを受けるようとする者の請求に基づいて、調査庁長官が行なう。

(他の給付との関係)

第五条 他の法令の規定により、この法律による給付金に相当する給付を受け、若しくは受けることができるときは、又はこの法律による給付金に相当する給付を受けることができないときは、当該給付の支給原因である事実と同一の事実については、当該給付の価額(当該給付が療養給付金に相当するものであるときは、政令で定める金額)の限度において、この法律による給付金を支給しない。ただし、給付金を受けようとする者が、この法律の施行後において、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定により、この法律による給付金に相当する給付を受けることができるときは、この限りでない。

第二章 給付金の種類及び支給(給付金の種類)

第六条 給付金の種類は、次の各号

一 療養給付金

二 休業給付金

三 障害給付金

四 遺族給付金

五 葬祭給付金

六 打切給付金

(療養給付金の支給)

第七条 療養給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかったものが、当該負傷又は疾病に關し、この法律の施行前に療養をした場合又はこれに引き続きこの法律の施行後に療養をする場合に支給する。ただし、その療養につき療養給付金に相当する見舞金が支給されている場合であつて、政令で定める期間内に当該負傷又は疾病がなおつてゐるときは、この限りでない。

2 療養給付金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 この法律の施行前にした療養に係る療養給付金の額 政令で定める金額

二 この法律の施行後にする療養に係る療養給付金の額 政令で定めるところにより算定する療養に要する費用の額を加えた金額

五 看護

六 移送

(休業給付金の支給)

第八条 休業給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかったものが、当該負傷又は疾病に關し、この法律の施行前に療養をした場合又はこれに引き続きこの法律の施行後に療養をする場合において、その療養のため業務上の収入を得ることができないときに、その業務上の収入を得ることができない期間につき支給する。

2 休業給付金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 この法律の施行前にした療養のため業務上の収入を得ることができなかった期間に係る休業給付金の額 当該期間が、六十日未満の場合にあつては二千元、六十日を超え九十日以内の場合にあつては五千五百円

二 この法律の施行後にする療養のため業務上の収入を得ることができない期間に係る休業給付金の額 一日につき百二十円

(障害給付金の支給)

第九条 障害給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかったものが当該負傷又は疾病がなおつたとき別表に定める程度の身体障害が存する場合に支給する。

2 障害給付金の額は、別表に定める障害の等級により定めた次の表の金額とする。

一 療養又は治療材料の支給

二 処置、手術その他の治療

三 病院又は診療所への収容

四 療養又は治療材料の支給

障害の等級	障害給付金の金額
第一級から第三級まで	一七八、〇〇〇円
第四級から第七級まで	一一〇、〇〇〇円
第八級から第一〇級まで	五三、〇〇〇円
第十一級から第十四級まで	一八、〇〇〇円

- 3 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。
- 4 次の各号に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。
 - 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級
 - 二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級
 - 三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級
- 5 前項に規定する身体障害の等級による障害給付金の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害給付金の額を合算した金額をこえることとなつてはならない。
- 6 すでに身体障害のある被害者が連合国占領軍等の行為等による負傷又は疾病により、同一部位について障害の程度を加重したときは、障害給付金の額から従前の障害に

害に應ずる障害給付金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

7 第一項の被害者がこの法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金の支給を受けているときは、障害給付金の額から当該見舞金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

(遺族給付金の支給)

第十條 遺族給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により死亡したものの遺族に支給する。

2 遺族給付金の額は、十五万円とする。

3 第一項の被害者の遺族が、この法律の施行前に当該被害者の死亡につき遺族給付金に相当する見舞金の支給を受けているときは、遺族給付金の額から当該見舞金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

(遺族の範囲)

第十一條 遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲は、被害者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子及び父母並びに被害者の死亡の当時においてその者によつて生計を維持し、又はその者の生計をともにしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、この法律の施行の日前に離縁によつて被害者との親族関係が終了した者を除く。

2 被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、被害者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子が、この法律の施行の日後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得し得たときは、その子は、この法律の施行の日(被害者の死亡の日がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日)において日本の国籍を有していたものとみなす。

(遺族の順位等)

第十二條 遺族給付金の支給を受けることができる遺族の順位は、次の各号に掲げる順序による。ただし、父母については、被害者の死亡の当時においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を後にし、父母の養父母を後にし、父母の実父母を後にする。

一 配偶者(被害者の死亡の日がこの法律の施行の前である場合において、その死亡の日以後この法律の施行の前日に、被害者の二親等内の血族(以下この項において「遺族」という。)以外の者と婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)した者又はこの法律の施行の日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

二 子(この法律の施行の日(被害者の死亡の日がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日)以下この項及び次項において同じ)において、遺族以外

の者の養子となつてゐる者を除く。)

三 父母

四 孫(この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

2 前項の規定により遺族給付金の支給を受けることができる先順位にある遺族が、この法律の施行の日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上(その者がこの法律の施行の日までに二年以上生死不明であるときは一年以上)生死不明である場合において、他に同順位にある遺族がないときは、次順位の遺族の請求により、その次順位の遺族(その次順位の遺族と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位の遺族)を遺族給付金の支給を受けることができる先順位の遺族とみなすことができる。

3 遺族給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためその金額につきしたものとみなす。

し、その一人に対してした遺族給付金の支給を受ける権利の認定又は遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(葬祭給付金の支給)

第十三條 葬祭給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により死亡したものの遺族に支給する。

2 葬祭給付金の額は、五千円とする。

3 第十一條並びに前条第一項及び第二項の規定は葬祭給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位について、同条第三項の規定は葬祭給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。

(打切給付金の支給)

第十四條 打切給付金は、第七條の規定により療養給付金の支給を受けることができる被害者でこの法律の施行の際当該負傷又は疾病に關し現に療養中のものが、その療養の開始後、この法律の施行の日までに三年を経過している場合又はこの法律の施行後において三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合に支給することができる。

2 打切給付金の額は、十八万円とする。

3 第一項の規定により打切給付金の支給を行つたときは、その後におけるこの法律による給付金の支給は、行なわれない。

(給付金の支給を受ける権利の受給)

第十五條 給付金の支給を受ける権利

利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に給付金の支給の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者に係る給付金の支給を請求することができる。

2 第十二条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。

第三章 不服の申立て
(不服の申立て)
第十六条 給付金の支給に関する処分について不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して六十日以内に、書面で、調達庁長官に不服の申立てをすることができ、

2 前項の規定による不服の申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後において

も不服の申立てを受理することができる。
(裁決)
第十七条 調達庁長官は、不服の申立てを受けたときは、必要な審査を行ない、すみやかに裁決をし、不服の申立てをした者にこれを通知しなければならない。

2 調達庁長官は、前項の裁決をしようとするときは、あらかじめ、被害者給付金審査会に諮問しなければならない。

第十八条 前二条に規定するもののほか、不服の申立て、審査及び裁決の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

第四章 被害者給付金審査会
(設置及び権限)
第十九条 調達庁に、附屬機關として、被害者給付金審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。

議し、及び意見を述べる機關とする。

(組織、委員及び会長)
第二十条 審査会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機關の職員及び学識経験のある者のうちから、調達庁長官が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審査会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

5 会長は、審査会の会務を總理する。

(政令への委任)
第二十一条 前二条に規定するもののほか、審査会の組織及び運営、委員の任期その他審査会に關して必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則
(時効)
第二十二条 給付金の支給を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)
第二十三条 給付金の支給を受ける

権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税)
第二十四条 租税その他の公課は、この法律の規定により支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(権限の委任)
第二十五条 第四条に規定する調達庁長官の権限は、調達局長にその一部を委任することができる。

(總理府令への委任)
第二十六条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手續その他その執行に關して必要な細則は、總理府令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調達庁設置法の一部改正)
2 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律(昭和三十六年法律第 号)の規定に基づき、給付金を支給すること。

第七条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 第四条第十七号の三に規定する給付金に關すること。

第十一条中「附屬機關として」の下に、「被害者給付金審査会及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2 被害者給付金審査会の権限、組織その他の事項については、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律の定めるところによる。

別表

等級	身 体 障 害	
	第一級	第二級
一	両眼が失明したもの	一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
二	咀嚼及び言語の機能を廢したもの	二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
三	精神に、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの	三 両上肢を腕関節以上で失つたもの
四	胸腹部臓器の機能に、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの	四 両下肢を足関節以上で失つたもの
五	半身不随となつたもの	
六	両上肢をひじ関節以上で失つたもの	
七	両上肢の用を全く廢したもの	
八	両下肢をひざ関節以上で失つたもの	
九	両下肢の用を全く廢したもの	
第三級		一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
		二 咀嚼又は言語の機能を廢したもの
		三 精神に、終身勞務に服することができない程度の障害を残すもの
		四 胸腹部臓器の機能に、終身勞務に服することができない程度の障害を残すもの
		五 両上肢のすべての指を失つたもの

第四級

- 一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの
- 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
- 三 鼓膜の全部の欠損その他により、両耳の聴力を全く失ったもの
- 四 一上肢をひざ関節以上で失ったもの
- 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 六 両上肢のすべての指の用を廃したものの
- 七 両下肢をリスフラン関節以上で失ったもの

第五級

- 一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・一以下になったもの
- 二 一上肢を腕関節以上で失ったもの
- 三 一下肢を足関節以上で失ったもの
- 四 一上肢の用を全く廃したもの
- 五 一下肢の用を全く廃したもの
- 六 両下肢のすべての足ゆびを失ったもの

第六級

- 一 両眼の視力が〇・一以下になったもの
- 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
- 三 鼓膜の大部分の欠損その他により、両耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大
声を解することができない程度に減じたもの
- 四 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの
- 五 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
- 六 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
- 七 一上肢のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指を失ったもの

第七級

- 一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・六以下になったもの
- 二 鼓膜の中等度の欠損その他により、両耳の聴力が、四十センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの
- 三 精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの
- 四 胸腹部臓器の機能に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの
- 五 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失ったもの
- 六 一上肢のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの
- 七 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
- 八 両下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの
- 九 女子の外観に著しい醜状を残すもの
- 一〇 両側の睪丸を失ったもの

第八級

- 一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの
- 二 脊柱に運動障害を残すもの
- 三 神経系統の機能に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの
- 四 おや指をあわせ一上肢の二指を失ったもの
- 五 一上肢のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上の用を廃したもの
- 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
- 七 一上肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
- 八 一下肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
- 九 一上肢に仮関節を残すもの
- 一〇 一下肢に仮関節を残すもの
- 一一 一下肢のすべての足ゆびを失ったもの
- 一二 脾臓又は一側の腎臓を失ったもの

第九級

- 一 両眼の視力が〇・六以下になったもの
- 二 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの
- 三 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
- 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- 七 鼓膜の全部の欠損その他により、一耳の聴力を全く失ったもの
- 八 一上肢のおや指を失ったもの、ひとさし指をあわせ一上肢の二指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の三指を失ったもの
- 九 おや指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
- 一〇 第一足ゆびをあわせ一下肢の二以上の足ゆびを失ったもの
- 一一 一下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの
- 一二 生殖器に著しい障害を残すもの

第一〇級

- 一 一眼の視力が〇・一以下になったもの
- 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
- 三 十四歳以上に對し齒科補綴を加えたもの
- 四 鼓膜の大部分の欠損その他により、一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大
声を解することができない程度に減じたもの
- 五 一上肢のひとさし指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の二指を失ったもの
- 六 一上肢のおや指の用を廃したもの、ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の三指の用を廃したもの

第一級 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 鼓膜の中等度の欠損その他により、一耳の聴力が、四十センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの 五 脊柱に奇形を残すもの 六 一上肢のなか指又はくすり指を失つたもの 七 一上肢のひとさし指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の二指の用を廃したもの 八 第一足ゆびをあわせ一上肢の二以上の足ゆびの用を廃したもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの	第二級 一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 四 一耳の耳鼓の大部分を欠損したもの 五 鎖骨、肋骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六 一上肢の三大関節のうち、一関節の機能に障害を残すもの 七 一上肢の三大関節のうち、一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に奇形を残すもの 九 一上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの 一〇 一上肢の第二足ゆびを失つたもの、第二足ゆびをあわせ一上肢の二足ゆびを失つたもの又は一上肢の第三足ゆび以下の三足ゆびを失つたもの 一一 一上肢の第一足ゆび又は他の四足ゆびの用を廃したもの
---	--

第三級 一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 四 一上肢の中指を失つたもの 五 一上肢のおや指の指骨の一部を失つたもの 六 一上肢のひとさし指の指骨の一部を失つたもの 七 一上肢のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一上肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一上肢の第三足ゆび以下の一又は二の足ゆびを失つたもの 一〇 一上肢の第二足ゆびの用を廃したもの、第三足ゆびをあわせ一上肢の二足ゆびの用を廃したもの又は一上肢の第三足ゆび以下の三足ゆびの用を廃したもの	第二四級 一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 三 上肢の露出面にてのひらの大きな醜いあとを残すもの 四 下肢の露出面にてのひらの大きな醜いあとを残すもの 五 一上肢の中指の用を廃したもの 六 一上肢のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一部を失つたもの 七 一上肢のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一上肢の第三足ゆび以下の一又は二の足ゆびの用を廃したもの 九 局部に神経症状を残すもの 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの
--	--

備考 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。 三 指の用を廃したものとは、	指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。 五 足ゆびの用を廃したものとは、第一足ゆびは末節の半分以上、その他の足ゆびは末関節以上を失つたもの又は足趾関節若しくは第一趾関節（第一足ゆびにあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。 六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。 理由 日本国との平和条約の発効前における連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかつた者及び連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に対して給付金を支給することとする必要がある。これ が、この法律案を提出する理由である。 ○西村国務大臣 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案の提案理由及び概要について御説明申し上げます。占領期間中における連合国占領軍等の行為により、死亡し、負傷し、また
--	--

は疾病にかかった被害者に対しましては、昭和二十一年五月、閣議決定により見舞金支給措置を講じ、さらに昭和二十七年五月、閣議了解により追給措置を講じたのでありますが、これについてその金額が少な過ぎるという理由をもって、被害者より政府並びに国会に対し、しばしば救済の陳情並びに請願が行なわれてきたところであります。

政府は、昭和三十四年度に調査庁をして全国的に実態を調査せしめました結果、被害者数は占領時代前期において最も多く、なかんずく死亡者数も同様であることが判明し、かつ見舞金額も少額で、お気の毒な状況にあると考へますので、これらの者に対する救済を立法措置により講ずることが、必要かつ適切であると確信するのであります。以上がこの法律案を提出するに至った理由であります。

次にこの法律案の具体的内容について、その概要を御説明申し上げます。

まずこの法律案による給付金は、本邦内における昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで、の占領期間中に発生した連合国占領軍等の行為等によって負傷し、または疾病にかかった者及び連合国占領軍等の行為等によって死亡した者の遺族であつて、日本国籍を有する者に対し支給することとした次第であります。

給付金の種類といたしましては、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打切給付金の六種類となつており、またその支給額は、療養給付金につきましては、一定の基準を政令によって定めることとしたほか、休業給付金につ

きましては、この法律施行前の休業期間六十日未満にあつては二千元、六十日以上にあつては五千五百円、この法律施行後の休業期間にあつては一日につき百二十円を乗じた額とし、また障害給付金につきましては、労働基準法に定める障害の等級に応じて定められた一万八千円から十七万八千円までの額、遺族給付金につきましては定額十五万円、葬祭給付金につきましては同様定額五千元とし、打切給付金につきましても定額十八万円といたしてあります。

なお、これらの給付金を現実に支給する際には、すでに他の法令あるいは行政措置により何らかの給付を受けた者あるいは受けることができる者に対しましては、この法律による給付金の額からこれらの相当給付金額を控除した金額を支給することとした次第であります。

さらに、この法律に基づく給付金の支給を受ける権利の認定は、調査庁長官が行なうこととしたのであります。が、調査庁長官の処分に対し不服のある者は六十日以内に不服の申し立てを行なうことができるとし、再審査の方途を講じております。この再審査にあつては被害者給付金審査会を調査庁に設置いたしまして、調査審議せしめることとし、これによって万全を期することといたしてあります。

またこの法律による給付金を受ける権利の時効は三年といたしましたが、この給付金はすべて非課税とするにとともに、給付金の権利については、譲渡、担保または差し押え等の行為を禁止し、権利の保護についても十分な配慮を講じております。

なお、遺族の順位その他手続に関する規定等必要な措置を規定し、さらに細部の必要手続については、総理府令にゆだねることといたしてあります。以上、この法律案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○久野委員長 各案についての質疑は次回に譲ることといたします。

○久野委員長 次に防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、前回に引き続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。保科善四郎君。

○保科委員 防衛二法案に関連をいたしまして防衛庁長官、そのほか関係の所管に若干の御質問を申し上げます。

第一に自衛隊の任務の中で、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とする、こういうように自衛隊法に書いてありますが、二月十三日の私の治安に関する質問に対して長官は、間接侵略は自衛隊の補足任務であるという答弁をされております。この点に関する長官の間接侵略と直接侵略に関する自衛隊の任務について御所見を伺いたい。

○西村国務大臣 あるいはその際の速記録を拝見いたさなければなりません。が、私の申しましたのは、治安という点におきましてはいわゆる公共秩序の維持が補足任務でありまして、侵略という点に対しては直接の任務になることとあわせて書いてありますので、後段

の治安面でありまして、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛するといふことは、侵略という点では同等で主たる任務と私は考えております。

○保科委員 そこで一つ伺いたいのですが、日本に対する間接侵略というのは一体どういう形でくると想定されておりますか。

○西村国務大臣 細部のことにつきましては防衛局担当の者から御説明させていただきます。根本におきましては防衛局が間接侵略と申しませんが、規模はいろいろあるかと思ひますが、しかしながら質におきましては侵略である以上は、単に日本人の内部の秩序が乱れたという程度よりはさらに攻撃的な性格が強いということでありまして、それがその攻撃が強い場合においては、ある限度においては間接に、あるいは武器等、あるいは日本人でない者までが侵入する、軍隊の形でなくして入ってくる、こういうような形もあろうかと思ひますが、もちろんこの間接侵略という言葉は、広く解釈すればいろいろの意味にもとれますが、私の考え方は攻撃的なものであつて、しかも直接軍として入つてこないというふうなものであります。でありますから純然たる国内の日本人同士の公共秩序が乱れたよりは、そこに攻撃性が加わつてきておる、その規模の大小についてはいろいろあるかと思ひ、こういうふうな考え方でありま

す。

○保科委員 思想侵略のようなものは間接侵略と考へておられますか。

○西村国務大臣 憲法で思想そのものに對しては自由というものを許している。言論、思想、結社の自由とい

うものは確立した基本的人權でございます。従ひまして私は思想に対してはやはり思想、言論に対しては言論でいくべきであつて、私は自衛隊そのものの任務とは考へておらないのであります。

○保科委員 間接侵略はいろいろな形でくると思ひますが、現にきておると思ひます。こういうものに対して一体これは自衛隊の主任務の一つですか。侵略を受けないようにするということが一番大事な点で、受けてしまつたら大へんですから、一体どういふような対策を講じておられるか。

○西村国務大臣 ただいま保科議員のおっしゃいました間接侵略の中に思想その他宣伝等、あるいは広く申せば経済戦等による侵略ということも入るかと思ひますが、私はここに書いてあります自衛隊の間接侵略という法律用語によりましては、これは法制担当の専門の者もお持ちますが、政治として解釈いたします場合にはそれは含んでいない。しかしながらもちろんこれは政府全体といたしまして、破壊的な思想あるいはその他国の基本的政策に對して乱れを起こす者に対しましては、政策なり思想なりあるいは他のそれぞれの分野において、広い意味で国を守り国民を守るといふことは、それぞれの分野でやつてもらうべきではないか。従つて自衛隊としては、この法律に書いてある直接侵略、間接侵略、内乱あるいは大規模のいわゆる行動を起こす内乱的なもの、攻撃的なもの、こういうものを中心に自衛をしていく、こういう考え方でありま

○保科委員 国際共産主義の運動の仕方は非常に形態を変えてきておりま

す。むしろ間接侵略の方が非常に重要性を帯びてきておると私は思うのであります。やはりこれを受けないように態勢を整えていくということが、ほんとうに日本を安全に持っていく重要な要素になるんじゃないかと私は考えておるのであります。従ってこれに対する対策が必要であると思う。情報の問題もあり、いろいろな問題もあるだろうと思いますが、少なくともこれは主任務であるのだから、何かいろいろなことを検討され、あるいはそれに對する準備をされておくということが必要だと思つてゐます。これは事務局でもけつこうですから、主任務を遂行する上において一体どういふようなことを考へておられるか、伺いたい。

○加藤政府委員 たいだい大臣からお答へになりましたが、自衛隊法に書いてあります直接侵略及び間接侵略といふことでございまして、間接侵略といふものにつきましては、私も知つておる限りにおきまして国際的に定義はございせん。ただ自衛隊法制定當時において考へておりましたことは、この前の日米安全保障条約の第一条にございまして、外部からの教唆または扇動による大規模な騷擾または内乱、そういうようなものを頭に置きまして間接侵略という言葉を使ったわけでありまして、これを一つの形態として見ますと、国内における内乱、騷擾というやうなものでございまして、それが純然たる国内的なものでなしに、外部からきた教唆または扇動であるといふことを前提にして間接侵略といふ概念があるわけでありまして、これに對する対策といひましては、直接侵略の場合及び国内の治安の維持につきまして

警察の能力が足りない場合には、自衛隊が治安出動するといふ規定もございまして、それらとの関連におきまして一つの實力の行動に對するわれわれの方の措置、こういう観点から考へておるわけでございまして。

○保科委員 間接侵略は全然目に見えないいろいろな形で来ますので、國家としては注意をしなければならぬ問題であることは申すまでもございませう。従つてこういうものが起こらぬやうにするということが自衛隊の重要な任務であると思つてゐますので、どういふふうにしたならばこういう侵略を受けないようにすることができるかといふことは、國家全般の問題として、主任務を持つておられる自衛隊が主になつて、こういう点について積極的いろいろな対策を講ずる必要がある。そういう対策があつてこそ初めて侵略を受けずに済むのである、こういうやうに考へておるのでありますが、そういう点において他の治安当局と平素から綿密なる連絡をとられて、知らない間にそういうやうな事態が起こつて、國民に迷惑をかける、不安を起すといふやうなことがないやうに、やはり十分なる対策なり準備なり演練といふやうなものが私は必要でないかと思つてゐます。そういう準備がないとできないのです。こういう点について、直接侵略に對しては相當御勉強なされておると思つてゐますが、間接侵略に對する準備が私の見るところでは少し不足なやうに思つてゐます。そういう点について一つ十分なる注意と準備とをされて、日本の國民に不安のないやうな状態を作ること、一そうの努力をされることを御要望申し上げて

おきたいと思ひます。

次にお伺ひしたいことは防衛庁の機構の問題であります。御案内のごとく防衛庁ができてからだいぶ時代も変わつて参りまして、兵器は非常に革命的な進歩を遂げました。これを運用するといふことはいろいろな面から考へていかなくちやいかなと思ひます。特に他の官庁が最も協力しやすいやうな体制を整へるということも、非常に必要だと思ひます。そういう点において、現在の防衛庁のこの形はもう再検討をして、そしてこれは金が要らないのですから、直接並びに間接侵略を防止して、戦争のない事態を日本に作り上げるやうな、そういう面の改善努力といふことが最も必要であると思ひます。こういう点について、今度統幕の権限強化の問題、あるいは陸上自衛隊の編成の問題、あるいは海上、各種の問題が出ておりますが、もつと根本的な防衛庁自体の機構の改善ということが喫緊な要事でないかと考へておるのでありますが、その点に關する長官の御意見を伺いたい。

○西村國務大臣 防衛庁はいわゆる軍隊の性格のものを第一線に持つておる。また直接侵略、間接侵略に對する防衛が主任務でございまして、他官庁とその性格が異なつておることは御存じの通りでございまして。従つてこれがきつめて有効適切に、また機動的に普通官庁以上に動けるといふやうな体制は、不斷に検討を加えていかなければならぬと思つてゐます。その一つの現われが、小さいながら今般防衛二法案の中で、統幕の権限強化と申しますか、統幕の執行部の機能化といふものをはかつておることであらうと思ひ

ます。しかし防衛庁全体といたしまして、さらに時代の要請に應じ、自衛隊のあり方といふものと相合せまして、これらを再検討して参る時期は来ておると思ひます。幸い政府の他の行政官庁等でも、行政運営、行政制度諸般に關する調査会も作らうといふ段階でありますから、これらの実現と平仄を合わせつつ、内部においてさらに熱心な検討を加えて参りたいと思つております。

○保科委員 私は防衛庁の現在の機構の大本は、その主義においては世界で最も進んだりばなものでなつておると思ひます。これは長官がほんとうにシビリアン・コントロールをやる能力があれば、りっぱにシビリアン・コントロールができる体制にある。これは世界で最も進んだ防衛機構であると思つております。ことに三軍のパラナスをとつて、それを統幕でもつて必要に応じて一挙に國の防衛ができるやうな体制をとつておるというところは、非常にいい体制だと思つてゐますが、しかしこの防衛庁という、總理府の一隅におるという居るやうな存在のやうなものでは、この重大な國家安全保障の任務が果たせることは私は思ひませう。非常に防衛庁長官が苦勞しておられる。憲法上日本の自衛権はちゃんと許されておるわけですから、その自衛の目的を達成するに必要な最小限の機構の改善といふやうなものは、これは當然勇敢に行なつていい。そういう意味合いにおいて、われわれが多年必要であると考えて主張しております國防省に昇格いたしましたして、そうして予算でも何でも機動的に動かしてりつぱにそれを能率的にやつていく、あるいは

は三軍の運用も能率的にできるやうな体制にするといふ、この姿を整へるというところがまず第一に必要じゃないかと私は思つてゐますが、この点に關する長官の御意見を一つ伺いたい。

○西村國務大臣 私は防衛庁の省庁格の問題につきましては、かなり熱意を持つておるものであります。特に防衛庁といたしましては、從來とも予算が多く、あれだけの人員、機構をかかえておる。これが總理府の一局に——今居るやうなやうな言葉がありました。行政官庁長官としての總理大臣のものとあつて、政令を作るにも、あるいは予算要求をいたしますにも、すべてその責任の所在は最終段階においては行政官庁長官としての總理大臣にあるといふことはいかかといふ意味から、國防省論が起つておるものであります。これも一つの意見だと思ひます。と同時に私といたしましては、いま一つは從來の發生の経緯から見まして、防衛庁はただいまの世界の各國の趨勢から見ましたものと歩調が合つておる。いわゆるシビリアン・コントロール、政治優位の原則がはっきり立つております。自衛隊は運用するに於いてはすべてにおきまして、國民の手によつて、國民の意思によつてこれが運用されなければならぬ。そこに私、長官のいすをいただいております。場合によつて、内局といふものが存在して、いわゆる文官の優秀な諸君が集まつて補佐してくれておるのであります。ただ問題は、何と申しましても總理府の出店といふやうな形から、各省から交互に交流されるやうな形になります。私はこのシビリアン・コントロールの原

則、言いかえれば政治優位の原則を立てる意味におきましても、その責任の所在をはっきりするという意味におきまして、交流されてくる人事を中心にいく内局よりは、将来は防衛大学等が漸次卒業生を出して参ります。この諸君は、新しい民主主義のもとにおける自衛隊の一つの気風というものを、おのずから作り上げるだろうという場合に、彼らの意欲と、シビリアンとして内局を通して補佐していく諸君が、唇齒輔車で防衛庁の長官たるものを補佐し、そうしてそれが国民あるいは国会の手を通じて運用されていくというような意味から、私は落ちついた考え方のもとにおいて運用される自衛隊、国民的な基盤の上において運用される自衛隊という意味からも、御批判はありましようが、むしろ省に昇格すべきだ、こういう考え方を持って熱望しておる一人でもございます。

○保科委員 長官は今の防衛庁を省に昇格させることに御同意のようでありますが、この防衛の機構のうちで最も大事なものはシビリアン・コントロールであると思いますが、このシビリアン・コントロールをほんとうに果たし得るかどうかが、この防衛の問題と非常に重要な関連を持っておると思うのであります。現在の自衛隊は昔とは非常に考え方も違っており、国民のために国家を守る自衛隊であります。自衛隊がほんとうに国家の安寧と平和を守るという任務を達成するということは大へんむずかしい。おそらく非常に苦心をされているところだろうと思うのであります。特にこれはほんとうに自分の任務に忠実で、国家のために一命も捨てて働かなければならぬと

いう場合があるのですから、それには新しい民主主義国家としてどういうように義務づけていくか、いわゆる自衛隊の軍紀とか士気とか、そういうような問題は長官の最も苦心しなければならぬ問題で、おそらく苦心されている点だと思っております。そういう点について、一体どういう方針で苦心を払われているか、その点をちょっと伺いたい。

○西村国務大臣 前段の御質問にさらにつけ加えて申し上げたい点がございまして、お許し願います。省昇格には、あわせて調達庁の問題が一つあります。これも省昇格の問題とあわせて検討して参りたいと思っております。御存じの通り、社会党の委員の諸君から、前に委員会御質問を受けたことが、調達庁はどうするのだ、自由圏において基地を提供している国々においては、国防省の中に基地関係のものがございまして、自衛隊にも基地がございまして、同時に騒音対策とか何とか考へましても、できる限りこういうものが一本化されていくような形をとるべきではないか、こういうようなものも勘案しつつ、シビリアン・コントロールをしっかりと立てるといふような意味、またこれだけの世帯をしようとしておりますから、それらの責任の所在というものも直接防衛庁長官が、まず第一により以上はつきりし得る、こういうような建前のもとに、省昇格という問題を検討すべきではないか、こう考えます。

それからただいまの御質問でございますが、士気、規律等でございます。これだけの数の青年の集まりでありまして、しかも武装をいたしております

す。それだけにこれはあくまでもシビリアン・コントロールの原則を浸透させながら、民主主義のもとにおいて訓練されていく、従って自衛隊というものには動かないことが、動かない状態と申しますか、移動しないこと自体が万全であり、理想であります。しかしながら同時にまた貴重な国民の税金を使つて隊が存在する以上は、一たん最悪の場合、法律に定められた任務につく場合におきましては、その任務を十分に尽くす、そのためには平素の規律と訓練ということが大事だと思ひます。私の考え方は、従って自衛隊に對しましてはまず国民になじむ自衛隊、わかりやすい自衛隊、親しめる自衛隊にしたい。その次に信頼できる自衛隊、言いかえますれば、平素の規律と訓練というものが厳正でなければならぬ、こう思うのであります。この意味で各系統々々、言いかえますれば、空、陸、海、それぞれその主任任務に従つた規律、精神の制度をいろいろ起こしまして、やっていると思ひます。と同時に、三隊の共通した分野におきまして、さらに精神的に、十年たちました自衛隊でありますから、基準等ももっともとしっかりとしたものをつめたい、部内において今後検討を続けて参りたいと思ひのであります。なおこれらの規律、訓練の基準等につきましても、教育局長も参っておりまして、必要に応じて御説明をさせたいと思ひのであります。

○保科委員 かつての軍の時代でも、ほんとうに国家の重大事に際して義務を完全に遂行するという教育訓練というものは非常にむずかしくて、これがわれわれの仕事のほとんど大半であつ

たわけであります。ことに民主主義のもとにおいてそういうような事態を作り出すということは、非常にむずかしいと思ひのであります。従つて長官の最も重要な任務の一つではないかと私は考へておるのではありませんが、こういう非常に大事な任務を遂行するために、やはり今長官がおっしゃったように国民の眞の理解を得るということ、国民に心からサポートされておるということが非常に必要である。これは国民全体がやることであります。そういう点から、軍服を着て歩いたのではきまりが悪いというような感じを自衛隊に与えるようでは非常に工合が悪い。従つて、待遇の面、精神的な面はもちろんです。物質の面においても、そういうことで露骨にストをやるわけにもいかなないので、十分にいろいろなことを考へて、国家を守り得る自衛隊を作り上げたいということに對して、長官自体としてもやるべきことが多いのみならず、国民全体の理解と信用を得ることが非常に必要である、こういう面において一体どういふような施策をとられておるか、そういう点を要点だけ承つておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 私といたしましては内部におきましては内局のいわゆるシビリアンもおりますが、同時に何と申しましても自衛隊と申しますものは隊員が本体であります。従ひまして、私は自分自体は至らない人間ではあります。しかし、長官といたしましてはやはり自衛隊に對しては愛情と厳正な規律、訓練、この三点からこれを指導して参りたいと思ひます。従ひまして、自衛隊にあやまちがあつた場合に

は、できるだけ私どもは責任を持つて国民におおむねの場合もありましよう。しかしながら同時にまた自衛隊のよさというものは国民に知つていただく。たとえば災害救助あるいは建設、こういう民生協力のおきましてもかなりまた自衛隊が感謝されている面もあるし、国民に好まれておる面もあります。またその他航空機による救難活動、海上における救難活動等、平素の任務外あるいは任務に支障を来たさない限度においてはあくまでも国民のためになりつつ、しかも最悪の事態の訓練と規律というものはその主任任務にして厳正にやられて参りたい、これが考え方でありまして、なお、さらに広げまして、今回の法案の中にも、オリンピック等が迫つております場合におきましては、イタリアにおいて非常に国民の好評を博しました例になつておるわけでもありますが、自衛隊等が主任任務を害しない限度におきましては国民の前において、國際的行事が円満、りっぱに行なわれますようにも協力をいたすよう準備もいたして参りたい、こういうような考え方でおるわけでございます。と同時に、自衛隊は決して隠れておるものではない、不安なものではないという意味から、国民にわかつていただくように用語等も平易化する。と同時に、また自衛隊を開放して見ていただく場合には、できるだけ見たいだく、こういうふうに考へていきたいと思ひます。私は、自衛隊というものは存在をしております以上は、国民に知つていただく、悪い点は厳正な御批判を受ける、同時にそのかわりよい点については卒直にお認め願つて御支援をいただきたいという考へ

で、自衛隊を指導して参りたいという考え方であります。

○保科委員 ただいま名称の問題がちょっと出ましたが、私は長官の名称変更に対する考えを心からサポートする一人でありますが、こういうものはインターナショナルなものですから、わかりやすいようにいろいろなものを改められるということが、国家を守る自衛隊が国民に親しまれ、あるいは国際的にも認められるというような意味合いにおいても必要だと思つたので、今検討中と承っておりますが、ぜひ御実行をお願いしたいと思つています。

それからこれは教育局長に伺いますが、新聞にも出ておりましたが、民主主義下における自衛隊のあり方というのに対して、何かいろいろ検討されておるように聞いておりますが、その要点をよく聞いてお承りしたいと思います。

○小幡政府委員 現在自衛隊におきましては、三自衛隊共通の精神事項と申しますものは、まず第一に自衛隊法五十二條に本質として規定しております簡潔な条文がございます。それによりましてはあまり簡潔でありますので、さらにそれを敷衍いたしましたして、先ほど長官が申しましたように、国民に親しまれ、また信頼される自衛隊の基本精神は何であらうかということにつきまして検討をしておるわけでございます。現在までの検討の結果、事務的な結論としては、基本におきましてはやはり民主国民としての精神を基調とする、つまり自己を高め、人を愛し、祖国を思う、この三点を基調とする。それに従ひまして信頼される精強なる自衛隊となるためには、使命の

自覚、あるいは責任の遂行、あるいは規律の厳守、あるいは団結の強化といったふうなことにつきまして、それぞれ新しい感覚を持つて部隊の精強を築き上げていくような内容のものを作っていききたい、かように考えておる次第であります。

○保科委員 ほんとうにいい自衛隊になってもらいたいということを心から念願しておるわけでありまして、長官、今の事態は、今のような方針で十分に一つそういうふうな仕上げていく、そういうふうなインプンプンしておる状態と見ておられますか。

○西村国務大臣 もちろん自衛隊に対して一部政策的な立場、あるいは思想的な立場から、まっとうからこれを御否認なさる面もあるわけでありまして、従つて私は国民の中にもまだそういう分野があるだけに、自衛隊の存在についてはあるいは自衛隊員の人によつては気持が多少動揺する人もあるかもしれない。しかし私は全隊員はやはり国の自衛というものを中心に、日夜訓練し、勤務についておると信じております。従つてまだ十年の歳月しか今日に至るまで持つておりませんから、不十分な点はあるかもしれませんが、日夜漸次改善を加えられておる。私時おりは部隊の査閲等に参り、事情等もいろいろ見ますが、私が長官になるまでに想像していたよりはるかによく育成されてきた自衛隊であると考えております。今後さらに私はこの育成に向かつて真剣な努力を払つて参りたい、こういう覚悟でございます。

○保科委員 今の点は、従来あまり触れられない点であります。非常に重要な点でございますので、どうぞ一つ国民によく自衛隊をわかつてもらう。自衛隊の人たちがいかなる団体訓練を受けて、りっぱな国民の中核になつていく、視野の広い新しい日本人がここからで上がつてくるのだらうという工合に、進んで自衛隊から出た人を国民が受け入れて、各機関に入つて——今野放図な自由が行なわれておるわけでありまして、もっと良識あるほんとうの団体生活の中に入りっぱな訓練を受けてきた者として、日本の国家全体をよくするような工合になるように、この上とも国民の御理解と長官の御奮闘を心からお願いするわけであります。

次に、日米安全保障条約についてお伺いしたいのであります。日米安全保障条約は、これは私から申し上げるまでもなく、この方面から戦争が起らない事態を作つていくために、この防衛と経済の提携をはかつていくということが主眼点であつたと思つております。問題は戦争を起さないようにする。起さないようにするた

めには、これは形だけではだめだ、やはり実質的にそういうふうなことを企てては大へんなことになるというので、そこに現実のしつかりしたものがないければいかぬと思つた。そういう面からいふと、当然共同の状況判断をしたり、あるいはどういふようにしたならば直接、間接の侵略に備えられるかというふうな共同の計画もなくちゃならない。それで初めて戦争の抑制ができるのだと思つた。そういう点からいふと、これはそういう面の連絡をはかる専門家の会議みたいなものが当然必要だと思つたのですが、今もってそういうふうなものは、この新条約によつて作られたということを聞かないのであり

ますが、これは一体どういふことかと思つた。その実態を伺いたいと思つた。

○西村国務大臣 私の代になりましてから、まだ機会を得ませんで、安全保障協議会と申しますか、トップ・レベルの会合はいたしません。前長官時代に意見の交換をいたしておりました。さらに私にいたしましたのは、これは外務大臣その他関係大臣とかアメリカ側の都合もありまして、それらと打ち合はせてなるべくすみやかなる機会に、そういう意見の交換の機会をやっていきたい。さらにまた私の方には、御存じの通り陸海空各ユニホームの長がおります。これやあるいは幕僚監部の長が時おり諸般のそういう事情につきまして、緊密な連絡をとつておると私は聞いておるわけでありまして。そしてそれらいろいろ共同任務と申しますか、安保条約からくるところの共同任務に対しての意見の交換あるいは打ち合わせ、こういうふうなものには断断に行なつておるというふうな考えでございます。

○保科委員 これはああいう事態を起してまでやらなくちゃならぬ事態になつて、こういうものができたのですから、これは十分に活用して、戦争をほとんど抑制するよう具体的な手段を——こういうことは低姿勢でいく必要はない、ちゃんとやるべきことをおやりになつた方が私はいいと思つた。御遠慮なさる必要はないですから、こういうことはどんどんやって、そこでほんとうの任務を達成していくようにしていただきたいと思つた。

○久野委員長 この際国の防衛に関する件について、あわせて調査を進めることといたします。足鹿署君。

○足鹿署委員 防衛庁長官並びに関係方面に若干お尋ねを申し上げたいと存じます。実は昨日の予算分科会におきまして、長官の御出席を要求したのであります。機会をお与へ願つたわけでありまして、できる限り昨日の質問と重複を避けたと思つておりますが、若干重複する点はお許しをいただきます。

三十六年度の防衛庁関係の予算は相当増額計上されておるようでありまして、これは単に防衛庁のみならず、各省にも共通した事柄ではございまして、なかんずく防衛庁関係の自衛隊の施設整備費等につきましては、四つのフックターと申しますか、それによつて相当弾力性のある予算が組まれておるように思つた。すなわち一般会計の計上額、また国庫債務負担行為、繰越明許、施設等については調達庁施設提供等諸費の移用、こういう四つの内容が具体的に明示されないままに計上されておりますが、私は健全財政の建前から単年度会計を堅持していく意味におきまして、でき得る限り国庫債務負担行為、繰越明許あるいは調達庁施設提供等諸費の移用といったようなことは、極力これを避くるべきものだと思います。それがだんだんこの傾向が強くなつて参りまして、最近、特に防衛庁については著しいように見受けら

れるのであります。これは国会の審議権とも関係いたしますが、きわめて重大な問題だと存じますが、防衛庁長官は、特に自衛隊関係の施設整備費等を中心として、単年度会計を堅持してこれを押えて、単年度会計を堅持していく建前に立てて予算を編成されなければならぬと存じますのであります。しかし継続事業等についてはやむを得ないことは私も存じておりますが、少しその度を逸してはいませんか、かように考えるのでありますが、大臣としてはこれらの点について、いかなる予算編成の基本方針をもって対処されましたか。最初にその点を伺いたいと存じます。

○西村国務大臣 先般来、私も時おり御意見があることを聞いております。これは、防衛庁の国防費予算が、繰越明許であるとか、国庫債務負担行為、継続費等々、そういう後年度会計にわたるものが多いではないかということ、事実他官庁よりは少し多いと思っております。ただこれらのものは、事柄の性質によっては、今足鹿委員のおっしゃいますようにやむを得ないというよりは、たとえば艦船の建造等が継続になっている、あるいは後年度に生産計画等がまたがるものは、国庫債務負担行為になっておるものもあるかと思ひます。もう一つは、施設提供あるいは物件の購入等におきましては、防衛庁の特色があるのであります。輸入物品あるいはMAPと申しますか、無償援助等からくる貸与との組み合わせで、一部の部分は日本で作ります。一部は外国から購入する、こういうようなもの、あるいはその品物が市中では簡単に市販されていないよう

な特殊性のもの、こういうような性格があつて、納期等がその間に変化して参るといふ状況、それから施設提供等におきまして、御存じの通り土地の取得において非常に困難な場合もあり得るのであります。何か所かにおいて行なわれている事実をすでに御存じと思ひます。こういうような事柄から、繰り越したる後年度会計へわたるのが比較的多いのではないかと。ただ最近ここ数年の間には、私どもは漸次この繰り越したるが少なくなるような形におきまして、三十三、三十四と減らして参つておることだけは事実でございます。これは自衛隊が発足しまして、漸次それらの方向づけもやや明確化するに従つて、そういうような方向はたどれると思つておりますが、同時に事柄の性質上それやむを得ない、またそういう特色があるという点も御考慮願ひたい、こういうふうな考へて予算編成に当たつて参りたいと思つてでございます。

○足鹿委員 特に本委員会に付託になつております防衛二法案の関係は、次の防衛計画等とも密接な関係を持っています。そのことに対する見解は別といたしまして、漸次膨張化の一途をたどつておるのうに見受けるのであります。今長官の御答弁で、それを避けたいというお気持は一応わかりました。が、かつての帝国議会において、軍事費が国の予算の四割五分を占めるような状態になったとき、ついに国会の審議権がそれに及ばなかつた。まゝのみの状態で、いわゆる軍の秘密とかいふような立場から、ほとんど国会の審議権が及ばないところに軍部の跳梁となり、ひいては日本をあのような太平洋戦争の末を遂げせしめた原因になつておると思つております。そういう観点から私どもはこれから何うことにつきましても、十分計上費の内容等について御答弁を願ひ、かつお尋ねをするのに関連した資料等の御配付にも御善処を要望しておきたいと思ひます。

そこで第一にお伺ひいたしますのは、私は去る二月一日に国会法七十四条に基づきまして、航空自衛隊の施設整備費を中心に質問主意書を提出いたしました。これに対して去る二月十四日、池田総理大臣名をもって答弁書が送達されました。それによりますと、たくさん項目がござりますが、ある項で、今非常に問題になつております鳥取県境港市所在の輸送航空団基地を、昭和三十八年度を期してジェット機実戦訓練基地とすることについて、答弁書中の施設整備費の内訳として八項目あります中に、その七、航空団基地建設として七億二千五百万円、別に国庫債務負担行為額四億五千二百万円、合せて十一億七千七百万円を計上しておる旨の答弁がございましたが、これに関連して、これは昭和三十一年、二年にアメリカ駐留軍が通信施設等を強化するといふので大きな紛争が起きた地帯で、当時アメリカの戦略の転換あるいは地元民の反対等によつて、通信基地拡張をアメリカ軍は断念したといふいわくつきのあるところでありまして、そういった経過から見まして、当局がこの輸送航空団基地をジェット機の実戦訓練基地化していくことについては、ずっとそれ以来考へておられたようでありまして、そういう立場から、繰越明許に基づく前年度よりの残のこの基地に對しての予算は若干ありますか。あれ

ば幾らでありますか。調達庁施設提供等諸費の移用等の問題もありませんが、この点についてもどのような見込みを持っておいでになりますか。数字でけつこうでありますから、あるならある、ないならない、あるなら幾らということ明確に言つていただきたい。

○木村(秀)政府委員 次期航空団建設のための施設整備費につきましては、日本については繰り越しておるものはございません。

○足鹿委員 あなたの方の考へをもつてすれば、問題は今後にあるわけでありまして、従来はないというわけでありまして、それからジェット機の実戦訓練基地に必要な拡張または新設を考へておられますが、現在松島等に飛んでおられますF86D、これを想定しておる昨日も経理局長は申されました。しかしF104ジェット機の国産化も本年は一機とか二機とかできるやに聞いておられますが、そういう点から、将来どこどこにそのF104Jの機種を配置しようとしておられますか。美保はその予定地に入つておられますか。そういう個所を御明示願ひたい。

○海原政府委員 F104の配置予定場所につきましては、先般の分科会でもお答え申しましたように、ただいま二次計画というものを事務的に検討いたしておる中であります。この過程において予定をい何とも申し上げられませんが、一つ御了解願ひたいと思ひます。ただ美保にはF86Fを持つて参る予定で現在おられます。Dではございません。松島に飛んでおられますのも、これはF86Fでございます。美保はF104を持つて参りませ

ん。

○足鹿委員 長官に伺ひますが、現在国産化が具体化しておるときに、どこへ持つてくるかわからぬという防衛局長の御答弁でありまして、どこかへその機種を配置せられることは間違ひない。現在美保基地がジェット機実戦訓練基地として予定されておること、これはF86Fだと今お話しになりました。ゆうべの経理局長の御答弁ではF86Dと私は聞いたのであります。防衛局長の御答弁が正しいと一応理解しておきますが、全然検討もつかぬというやうなことはなしに、国民の前に第二次防衛計画等との関係とにらみ合せて、事態を明らかにせられたいと思ひますが、いかがでありますか。

○西村国務大臣 いわゆるロッキードの方はF104Jは来年度の四月以降に初めて実際に一機出てくるわけですね。三十七年度の一月に生産が一機できるわけでございます。従ひましてこのF104Jは配置の個所は、飛行隊の編成であるとか、パイロットの編成、いろいろそういうものと関連しまして、次期の整備計画の一環の中で、いわゆる空軍というとおしかりを受けますが、何と申しますか、航空自衛隊ですか、航空自衛隊の長期計画の中へ当然織り込まれていきますから、それは千歳であるとか、あるいは百里が完成したら百里になるのか、そこら辺のところは飛行場の滑走路とか、いろいろ周辺の環境も考へていかなければならぬと思ひます。そこで問題になります美保につきましては、今輸送機隊に、さらに滑走路を拡充していった場合でも、立地条件等を考へて、あそこはF104は使われないということではっきり明言ができるわ

けであります。それからF86Fといういわゆる昼間を飛ぶ飛行機だということとも、これも部内の諸君の意見は一致して、Dではございません。夜間戦闘機ではないわけでございます。

○足庵委員 私が最も遺憾に存じますことは当局が美保基地の新設または拡張をお考えになっておることにつきましても、私が国会法に基づつて成規の質問書を出しましたが、また陳情隊と一緒にいろいろとお話を申し上げに参りましたが、また事務当局にいろいろ実情をお聞かせ願うことを申ししましたが、なかなか事態を明らかにされない、こ

れが今までの実情でありまして、非常に残念に思っておるものであります。が、しかるに、くどくは申し上げませんが、二、三日前に私はやむなき所用で国へ帰りました。ところが庄子美保基地司令と称する人が二十八日に談話をして、それによりますと、来たる三月十日ごろに、現地において美保ジエット基地計画の内容を発表する、こういうことを新聞に堂々と公表いたしております。私が質問主意書を出し、その後も長官にも先般地元の陳情を御案内してお願いに上がりましたが、その当時はまだわからぬと言いたが、わずかの期間に地元の司令が地方紙に内容を発表するのだ、しかも国会の予算の審議もまださなかにある中に、出先がそのようなことを言われるということは非常に私どもは遺憾に思っています。国会のこの場において、見解の相違は別として、事態を明らかにされるならばもっともでありましょうが、それに対しては質問主意書に対しても、調査その他が完了しておらない、まだ計画もきまっておらないと言いな

ら、地元においてきような発表をされるということは不謹慎ではないか。厳正な規律といえますか、そして公正な国家の公務員としての立場を逸脱してはいしないか。地元に賛否いろいろな議論のあることはもちろんであります、それに對して一つの規制を加えるような目的を持ったと推定もできないことはございませうが、このような事態に對して、長官は司令に對してかようなことを発表することを命じられたのでありますか、この点を伺いたい。

○西村國務大臣　基地の問題はなかなか現地の御協力を得ることは易々たる

ことでないことは、いろいろな場合によく起こることでもあります。もちろんこれは国の目的と現地の住んでいらっしゃる住民の方々との利益、希望、国の意図する希望、こういうものの調節がうまくいかなければいけないということは私も重々存じております。従いまして防衛庁としては、美保に104でないF86Fを使わしていただいた場合に、どういふ構想でいき得るかという希望的なものはいろいろある。私もあそここの地勢はよく存じませんが、中海という湖があって、大根島という島がございますか、そういうものに対しての方向とかいろいろな角度から考えた各種の考え方というものは、当然国の方で希望する場合にも希望を持って、考え方を幾種類か持つということとは、想としてあり得ると思うのでございます。ただこれを実際に現場に即してどういう形にするかということとは、測量とか調査することに御協力願わなければ、具体的にこういうような一つの防衛庁の案だということは確定はしないわけでございます。従って一つの防衛

庁案にまだいかなない段階において、
ういうふうにした場合にはこういふふ
うな被害が起こるかあるいはないかと
いう意見交換のような気持で、現地の
部隊あるいは空幕の局においてやる
という場合はあり得るのではないか。そ
れを、ただ防衛庁がそういう案を確定
して長官がすっかり決裁まで終わって
ものを国会に発表しないで、現地だけ
でやっているのだ、こういふふうには
私は解していないのでございまして、
おそらく新聞あるいは現地の受け取り
方に――現地のものの言い方が事態を
紛糾させるということは好ましくない

のでございますが、基地業務をやつていく場合におきまして、一応この土地を使ひなればこゝういふうな形にも使えるし、こゝういふうな形にも使えるが、いかがでございましょうかといつて出先の機関が打診することも、またお許し願わなければならぬ。初めからこつちが勝手に案をきめて押しつけていく、それから討論を始めるという前に、お互い同士が弾力性を持った考え方で、できるできないは別でございしますが、やるということもまたお認めを願わなければならぬのじゃないか、こゝう考え方でございます。ただその發表の仕方であるとかやり方については、現地の部隊の諸君と申しますか、その系統の諸君が、よほど慎重な態度で臨むことが私としては望ましいわけでありませう。

○足鹿委員　これは地方住民、なかなぐく鳥取、島根両県の基地の周辺にあります国民の、非常に関心の高い問題であります。ただ単にどのような意図で司令がさような言明をされたか、命令をされたかどうかということを伺つ

ておるのであります。それが一つと、それから今週中に計画案を防衛庁が現地で発表すると言っておるのであります。おそくとも十日ごろまでにやると言っておるのでありますが、そのような考え方で対処しておられますか。

○西村村務大臣　もちろんこの問題は足鹿先生も非常に御苦心をしておられる問題とかねがね承っておりますが、地元の関係者には、基地ができた場合にはどういう利便があるかという面から、賛成的な考え方もあるかと思ひます。従つていろいろな意見が現地関係者並びに住んでいらっしゃる方々には

流れていると思います。そこで防衛庁としては、もしこういうふうな考え方があったらどうだろうか、またはこういうふうな点については実際はこういうふうな点については考えておるのだ。たとえば牛や羊が子供を産まないとか、いろいろ被害に対する予想以上の想像をし過ぎる。悪い言葉であります。が妄想等も起こり過ぎている場合もあります。よしよし、また実際上防衛庁側の考え方に間違っている点もありましょう。そこらの意見は、防衛庁側としてはこういうような気持ちでやらしていただく場合は、こういうふうなことでやりたいのだからというぐらゐのことは、基地折衝の場合に出しますが、これは住民が全部反対であるならばいざ知らず、やってもいいじゃないかという声もある場合には、当然お許しを願えるのじゃないか。そういう意味で、どの方面の諸君がそういう発言をしたか私は知りませんが、部内か出先では当然許されてしかるべき行為であると考えてやっていることと私は思います。言いかえますれば、防衛庁側としては御納

得をいただく意味で、一つの仮案等々がある段階においていろいろな角度から持つて上がる。同時に今度は地元の賛成の方、反対の方に十分御意見を吐いていただく。できるできないは別であります。そういうことは当然あってしかるべきことではないかと考えております。

○足鹿委員　いつごろおやりになりますか。

○西村国務大臣　私自体は率直に申しまして具体的作業は存じておりませんが、おそらく関係者としては現地の状況とあわせまして、こちらからも人が

参りました。できるだけすなおな形で、こんなことがあるがどうかだろうかやりますので、ここ十日ぐらいになりますか、一週間になりますか、わかりませんが、おそらく現地で御理解を願うということ、防衛庁関係者としては急いでおるのではないかと思います。現地が十日と言ったか、何と言ったか私は存じませんが、そういう機会がほしいということとはかねがね言っておりました。逆に島根県地方では一部にむしろ何か一つ考え方があれば、それがきまったものでなくともよろしい、仮草案でもよろしいから説明したらどうかという希望もあります。おそらくその前に鳥取県の方には上がる機会があるかもしれません。これはうそ偽りもありません。率直に申し上げますが、もちろん全面拒否だとおっしゃれば別であります、そういう機会に話さしていただく、こういうふうなお願いがきつと出ておるのじゃないかと思えます。だからいつまでということとは私は聞いておりませんが、できるだけ早い機会にという希望があるのじゃないか、こう思

っております。

○足座委員 とにかくあなた方が急いでおられるということはわれわれも仄聞をしておりますが、地元がこの問題で非常にもめておるときに、本庁とも連絡も持たないそのような勝手な言動を、しかも施設整備でありますから、司令自体には自衛隊法上においてそういう権限はないと思う。そういうことを発表せしめるというふうなことにについては、今後嚴重に対処してもらいたいと思います。

そういうことは別として、去る二月二十七日に島根県議会が特別調査委員会を設けまして、三島委員長が現地調査の上帰って報告をいたしております。それによりますと、御存じのようにあの地帯は昭和三十七年を実施の目途としまして、われわれが過去十数年間にわたって山陰の僻地の中に、一番将来性のある臨海工業地帯であるいは淡水化干拓等によって理想郷を建設しようというところで農林省もそれを認め、長官も御存じでありまして、二千五百町歩の埋立干拓を行ない、樋門を設けて中海を真水にして臨海工業地帯を建設する。また一方昭和十六年、大東亜戦争の初頭におきまして当時の海軍の軍事基地ができました、そのときに約三百町歩以上を、当時の金で三百六十円程度で、お国が勝つためにというので地元民は涙をのんでほとんど強制的に飛行場の用地に提供いたしました。その後アメリカ軍がさらに通信施設を拡充しようというので、これも二年越しの大紛争をいたしましたやめられた地帯であります。その三百数十町歩を奪われた農民たちに農地をいかにして提供するかということで、現在

も代行干拓等によってこの沿岸には干拓、埋め立てが行なわれ、すでに耕作に入つたものもござります。そうして中海干拓淡水化の問題では、国費八十億を概算として計画がすでに着手す前にまで進んでおる地帯であります。〔委員長退席、官庁委員長代理着席〕地元の事情を長官は御存じかどうか存じませんが、これは島根半島と弓が浜半島に抱かれた内海でありまして、この弓が浜半島は一番狭いところは一里に足りません。そしてこの地帯は日本の農村としては全国一の人口稠密地帯であります。平均耕作面積は三反余り、特に飛行場等で農地を奪われまして、ために、営農方針を変えて酪農、養豚、養鶏あるいは高度の蔬菜園芸等によって、辛うじて生計を維持しておる地帯であります。しかも現在輸送航空団が使用されております飛行場は、米子―境港線の国鉄に約二、三十メートルの差で飛行場の末端が接近を、県道がその周辺を通り、交通もきわめていいところでありまして。しかも民家には五十メートルというところでありまして、おそろしくこのようなものも戦争中なるがゆえに、軍の至上命令なるがゆえに、また当時の地方住民は日本が勝つためにというので、すべてを忍んで犠牲を払ったと申しております。そのものを実は持って逃げてもいい、これがほんとうの私の私どもの気持ちであります。すでに現在設置されておるものについては、今にわかになんか撤去といつても、なかなかそれはむずかしいことであろう。少なくともこれ以上地元民に迷惑を与えないようなことが好ましい。それが思想やイデオロギーを越えた一般の住民の声であります。

騒音のために住宅を移転される。その場合は一戸三百万円もらえるそうだが、はなはだしきに至つては一戸千五百万円もらえるそうである。またその一部にしろつある者が、またその宣伝を真に受けておる者が、またそのして使つたときに、これについてきた特殊な婦人等、あるいは飲食店等の流れついた人々がおります。そういう人々は当時の味が忘れられなくて、そうしてこの事情のわからない素朴な農民や、地方住民が困つておるのにつけて込んで、莫大な補償金がもたらえるのだから賛成をせよ、こういうような事情であつたやうであります。判官が若干人に直接聞いてみると、そういうものはない、今の防衛庁の補償基準あるいはその他の基準によりますと、そういうものはないのだと言います。そんなものがあるならぬやうだ、何でもこれ以上われわれが痛めつけられなければならぬのか、こういう気持ちであります。これは決して私は一つのイデオロギーや思想に基づいて申し上げておるのではない。素朴な地方住民の声を私は長官に申し上げておるのであります。私どもとしては、ほんとうの気持ちとしては、一番耕地の少ないところでありまして、持つて逃げてもらいたい、入りが、今あるものはこれはもう泣き寝入り、こういつた気持ちにはかならず思ふのであります。それをいいことにして、全国にも例のない、海面を埋め立て、しかも中海干拓淡水化のそのどまん中へ埋立工事をする、こういうことは地方民としては、これは先ほど申し上げましたように絶対反対であります。

すなわち安来の市議会が二月六日、その後、東出雲町外八カ村が続いて議会で反対決議をし、昭和三十一年には境港、米子市ともに市議会は党派を越えて反対の意思を決定して、今日に至つておるのであります。そういう自然的、地理的、経済的、社会的諸条件が整わないところに、何を苦しんであなた方は地方民の抵抗を排除して、これを強行されなければならない理由がどこにあるのでありましょうか。私はそういう点から、私も地方民の夢を託したこの中海干拓淡水化に伴う臨海工業地帯、そして家畜を主体とするところの新しい農業経営の建設というところが、今後における山陰の、僻地として、他に見るべき資源のないこの地帯としては、その方針を進むべきものである。この見地に立つて、私も一議員として過去十数年間中海干拓淡水化の推進に当たつて、昨年五百万円の実設計、本年も千八百万円の実設計が現に組まれ、八十六億の概算経費でもって来年はこれがすでに実施に入ろうとしておる。そういう今までの経過と現状、将来の上に立たれましたならば、防衛庁はこの計画を断念せられるのが私は至当であると思う。地方の住民の協力を得られない、その反対の上にな立つ、いわゆる国土防衛上の施設がはたしてどの程度の意義を持つものでありますか、よくお考えを願いたい。

また昭和三十三年にはアメリカの無人機が人家の上に墜落し、また現在の輸送航空団のダグラス輸送機が中海に墜落し、多大の被害を与え、また地方民に衝撃を与えております。今の状態は、飛行機が始動を開始するときには鉄道も一時停止をする。人馬の通行は全部制限をする。そういうたまたまに狭小なところにとらされてこのような大計画を持たれるということは、しかもF104Jのロッキードの配置も、ないとおっしゃいます。そういうことは私どもとしましてはとらえざるどころではないかと思ひますが、そういう点について、過去の状態、そして現在の状態といふものを、もつとあなた方は虚心たんに把握されまして、この問題に対処されること、私は最も妥当であり、正しい問題ではないかと思う。当初はこの大根島上空へ航路を向けられた。村民の絶対反対で、今度は島根県の松江市へ航路を向けられた。今度は農林省が二百数十町歩の干拓をしようという航路を定められた。もつと以上どこへ航路を変更する余地がありますか。おそろしくこのような無理なところへ持つてこられること自体が誤つておる。話し合いなり調整の余地というものはおそろしく限定されておると私は思ひます。それを、あとのこまかいことは申し上げませんが、長きにわたつて、秘密裏にいろいろな調査をされ、しかも昨年の暮れから本年の三月にかけて、大蔵省の行政一般財産を防衛庁の行政財産に移管のための実地測量を行なわれたり、あるいは数年前から海底地盤の調査、水深その他の調査をされた疑いもござります。そういうふうにして地元民には秘密裏に秘密裏にし、しかも一方においては莫大な補償が出るような宣伝がどこからともなく出て参ります。そういう責任は、昨日も私は経理局長に申し上げましたが、地元住民

の誤解だということをおっしゃいます。が、地元住民の誤解ではない。これは大東亜戦争以来、地元住民はこの飛行場をめぐって非常な迷惑を受けておる。何ら得るところはない。外来の、よそから流れてきた人は別として、何ら利益を受けておられない。迷惑こそ受けておられ、利益を受けておられない。従ってその人々は、金ももらえないなどといったそういう一部の人の盲動に乗って、困っていらっしゃる、おそれる、つかむ気持から、そういうことを言っておるのではありません。ほとんど全部といってよろしい住民は反対であります。そういう点をあなたの方防衛庁の事務当局は、まず昨日の質疑で意向はわかりました。防衛庁の長官として、国務大臣として、同じ国土の一部をなす地方住民、しかも政府は所得倍増を唱え、産業間、地域間の格差の解消、均衡をはかるのだと。現にそこは通産省の工場立地調査の対象になり、自治庁の基幹都市の構想の対象となり、あるいは経済企画庁の大山出雲総合開発地域計画の中心点であります。われわれは、もしそこにそのようなものを設けられたならば、国が今まで巨費を投じたものはすべてなくなるとは申し上げませんが、その効果はほとんど半減され、あるいはあるものによっては全くその目的に反する事態を招来しないか。そのような立地条件や経過について、長官は事態をどのように認識しておられますか。いわゆる未来永劫に長官をやるわけでもございませう。少なくとも民意把握の上に立つて、この問題に対処されることが、私は最も妥当な考え方だと存じますが、そういった私

がする申し上げましたような最近における、また過去の経過から見た地元住民の感情、気持、また自然的、経済的、社会的な諸条件から判断して、これが適地だと考えておられますか。その点について真摯な態度で、この際御所信を承けておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 御存じの通り国土防衛上、防空の立場から、防衛庁の長官といたしては、基地を獲得したさねばなりません。と同時にこれは国土全般の建設また地方住民の協力、これらの点を調整しつつやっていく。これは私の当然の基本的な考え方でございます。そこでただいまお話をいろいろ承りました。特に農政に非常に挺進しておられる足鹿さんが、しかも郷土についてこの問題を背負っておられるという点に対しては、私も十分に理解し得る面もあるのであります。

ただ問題は、ただいまお述べになりましたうちでも、必ずしもそれに該当しない面もあります。たとえば松江が騒音で大へんだ、こうおっしゃいます。が、かりにその中海の中へ滑走路ができたとしても、わずか五百メートルか千メートルばかり滑走路が出るのであります。それから松江までは二十キロ前後の距離があるのではないかと。あのジェットF86Fが二十キロ飛ぶ間において、はるか高い八千フィート以上の上空ををれば、松江のはるかにはずれを通る場合には、騒音どころか松江あたりは音響さえ気がつかないというような状況に立つのではないかと。また臨海工業地帯だから絶対にというわけにはいかないと思う。たとえば静岡県の浜松、ここにはF86Fが今日教育隊として訓練をいたしております。日

本楽器等のあの楽器のような工場までたくさん周辺にあるのでありますが、何らそこに飛行場立ちのき運動はないのでございませう。むしろあそここの基地というものは、市民と相提携してやっておるという実態もございませう。それから海の中に滑走路を作った例はないじゃないかとおっしゃいますが、現在福岡県の築城飛行場では建設中でございます。そういうような例もございまして、私も、もちろん地元の方の代表の気持ちを御熱心にお訴えになるお気持ちも大事でございますが、同時に国土防衛の必要性からくる立地条件等々も考慮を要しまして、どこかに調整点を発見して参りたい。ことに美保の飛行場は、御存じの通り軍用だけではございませんで、現在も全日空の飛行機が日夜と申しますか、発着をいたしております。従いましてこの飛行場が将来整備されるということによって、むしろ臨海工業地帯の拠点としての一つの発展というところを考慮していらっしゃる方々もまた同様にあるわけでございます。必ず全部が全部反対ということではございせん。決して足鹿議員が一つのイデオロギーの立場でやっておられるのではなく、農政の立場から郷土を愛し、御心配をされている点は私は敬意を表します。しかしながら同時に防衛庁長官といたして、国土自衛上、基地設定というものは私は全般的立場から責任を持っておるわけでありまして、もちろん中海の干拓計画というものとこの飛行滑走路を海中に出すこととは、これらは十分関係の農林省と調節をはかつて参らなければならぬと思ひます。また内閣にも御存じの通り、私着任いたしました以来、単に基地の

問題は防衛庁だけの考え方なしに、同時にまた建設省、農林省関係省が打って一丸となつて、お互いの利害を調節する、また場合によっては義務を負担して促進をせよという、あるいは建設をはかるというような意味で、内閣にも基地等の環境改善対策協議会というものを設けさせて、スタートを切り出した次第であります。これらとも連絡をとりながら、十分私としては考えを参りたい。断念するかという考えにつきましては、私は卒直に申し上げます。調査等の御協力をいただければ調査をやりたい、こういう考え方でございます。○足鹿委員 先ほど申し上げましたように、かつて無人機の墜落あるいは航空自衛隊の輸送機の墜落等、数々の事故を起こしておりますが、最近アメリカ駐留軍所属の飛行機あるいは自衛隊の飛行機また民間の飛行機、ジェット機等の墜落あるいは事故が頻発しておりますが、この際自衛隊機の墜落事故に関する資料、また機体の墜落事故にあやまって投下された場合が相当あるように思ひますが、そういった事態を明らかにする資料の御提示をお願い申し上げます。

それから建設省はおいでにならないのであります。自治省の方にお伺ひします。御存じのようにこの中海は、これが弓が浜半島、これが島根半島でありまして、その内海が中海になつておる。このところから今滑走路の延長が行われようとしておりますが、境界が明らかでない。鳥取、島根に抱かれた内海でありますから、境界が明らかでない。これは施設を計画される場合に

おきまして、公有水面埋立法の二条か三条の規定であります。国がやる場合におきましては地方長官の認可を必要とする。また地方長官が認可をせんとするときは、地元市町村議会の意見を期間を付して聞かなければならぬという明文があることは御存じの通りであります。この問題をめぐって島根県側は史実に基づいて、鳥取県は漸次中海を埋め立てておられますので、県境はもつと陸地と化したところにあるのだ、それは捨て石等に基づいて明らかであるというのを主張し、またそれに反論を加える史実調査家から意見が出ておりますが、いづれにいたしましても相当大きな埋め立てが計画されます以上、当然この境界をめぐって、公有水面の免許あるいは承認権はいずれの県に属するや、また両県であるか、こういうようないろいろな話があるわけでありませう。それで昨日私時間がなくて簡単に質問いたしましたところ、経理局長はきわめて簡単に断を下されたが、これはあなたの方にはその方が都合がいいという常識上の判断に立つておられると思ひますが、最近の都市周辺の団地が数ヶ町村にまたがるとか、あるいはその他幾多の境界問題をめぐって、地方自治法あるいはその他自治省関係の法令について、処断のできない事態が起きているやに伺つておるのではありませんか、こういう境界問題については自治省当局としてはどのように根拠を定めるべきかということを検討されておりますか。おるとすれば、どういふ対策を持っておられますか。またそういう見地から、この

中海の鳥取、島根の県境についてのあなた方の御所見を、この際明らかにしておいていただきたいと思います。

○**岸説明員** お答えいたします。公有水面の埋め立てをいたします場合に、しばしば関係地方公共団体の間に、公有水面の所有が問題になっておることは御指摘の通りでございます。現在までにまだ解決を見るに至っていない例も若干ございます。これにつきましては、基本的な考え方といたしましては、私どもは地方公共団体の区域の中には、陸地だけではなくて海面なり水面も含んでおる、こういう考えに立っておるわけです。従いまして古来からの古文書その他によって明かに水面上の境界がきまつておる場合には、その境界によるということになっておるわけですが、それによって解決した例もたくさんあるわけでございますが、何分海面上の境界ということについては、そういう古文書等の資料も乏しいわけでございますので、最初に申しましたようにまだ解決を見ていない例が若干あるわけでございます。それらにつきましては、極力知事が中に入りまして、あつせんなり調停をいたすようにいたしておりまして、これによって解決した例が、最近では神奈川県の追浜でございます。また、千葉県の五井、市原の埋立地というふうな例がございますが、まだそれによって根本的に解決を見るに至っていない例もござい

ございます。

ただいまの中海の具体的な境界の問題につきましては、ただいま申し上げた一般論によりまして、もし明快な古文書等の資料があればそれによるわけでございますが、それらの資料は私どもの方に参っておりませんし、具体的な確定につきましては、私どもとしては現在ここが両県の境界だというよう十分な資料を持ち合わせておりません。従いまして具体的境界について見解を申し上げる準備はございません。

○**足鹿委員** 伝え聞くところによりまして、その裁定の根拠を作るために法的な措置を検討されておるやに伺いますが、それはこの国会に御提出になるのであります。大体その模様をお聞かせ願いたい。

○**岸説明員** まだ検討中でございます。成案を得次第立法措置をいたしたいと考えておりますが、まだただいまの段階では、今国会に提案いたしなすと明確にお約束できる段階には至っておりません。

○**足鹿委員** 地方自治法については私は十分勉強ができておりませんが、現在の地方自治法等によりまして、紛争があつたときには内閣が裁定する、こういう条項があるように存じますが、その他に何か法的根拠がございますか。

○**岸説明員** 境界について紛争がございします場合には、地方自治法の第九条によりまして知事が調停をいたしまして、その上でなお一定の要件が満たされなかつた場合には裁定をする、こういうことになっておるわけでございます。従いまして原則は、市町村の境界

がきまつりまして、市町村の境界がきまれば都道府県の境界が自動的にそれに従つてきまつることでございます。まず市町村の境界をきめるのが第一段階の作業になるわけでありまして、これは知事がいたすことになっております。

○**足鹿委員** それでは時間があまりありませんので、建設省当局に公有水面埋立法の点について伺いをいたしますが、公有水面埋立法によりまして、先ほども申し上げましたように五十町歩以上は国が許可権を持ち、未満は都道府県知事の免許、ただし国がその埋め立て等を行なう場合は知事の承認というところになっておる。そしてその件について地元市町村議会の意見を期限を付して聞かなければならぬということになっておるようでございますが、この先ほど来問題にしております美保の飛行場の拡張または新設の問題につきましては、ただいま自治庁が見解を述べられましたように、もしこの境界が一応きまつて、その埋め立てが両県にまたがる場合は、当然両県知事の承認、またその関係市町村の議会の意見を聞くこととなろうかと思ひます。河川等においては流心または最深部ということが境界になっておるようでありまして、こういう内海または湖沼というふうな場合における公有水面の許可の担当をしておられる建設省河川局としては、過去にこの種の例があつたか否か、今後そういう法の建前なり過去の実情から見まして、両県に承認を求められた事実があるかどうか、それらの事実からしてこの中海に対する取り扱い、公有水面の適用上の問題について、御所

見を承つておきたいと思ひます。

○**山内(一郎)政府委員** ただいまお話をの両県にまたがる埋め立ての問題でございますが、そういう事例が過去にあったかどうか、この点は調査の上お知らせをしたいと思ひます。なお、そういう場合に両県の知事の意見が違つてくる点もあるいは出てくる場合があるかも知れませんが、そういう場合には関係県とよく相談をして、この法律に基づきまして埋め立ての免許あるいは許可をしたいと思つております。

○**足鹿委員** 経理局長に伺ひますが、あなたは昨日私の質問に対して、これは鳥取県が、鳥取県知事が承認をし免許権を持つておるのだと言われましたが、あなたはどのような事情に基づいてさうな判断を端的に言われたのであります。少し不穩当ではあるまいですか。あなたの方のおやりになることはとにかく慎重を欠いておると私は思ひます。今自治庁当局また建設省当局関係の国の行政機関の御意見を聞きながら、昨日あのような御答弁になつたか、それを伺ひたい。

○**木村(秀)政府委員** 昨日お答え申し上げましたときに、これは速記録をござらんいたしたと出ておると思ひますが、現在のところ鳥取県とわれわれは考へておりますとお答えを申し上げておるはずでございます。それでは現在のところなぜ鳥取県とお答え申し上げたかと申しますと、陸地測量部が出してあります地図によりまして、ちよつと地図がないので恐縮でございますが、その陸地測量部の地図に基づいて一応さういうふうな考へたわけでございます。

○**足鹿委員** よるべき根拠は陸地測量部——それはいつのものですか。どこが出しておるのですか。戦後、参謀本部の五万分の一以上の詳細なそういう地図がありますか。

○**木村(秀)政府委員** これは明治何年ですか。ちよつと年は覚えておりませんが、もちろん古くから陸地測量部——国が調べました地図でございます。それにははつきり県境が線が入つておるわけでございます。

○**足鹿委員** それを資料として御提示を願ひたい。いつ、どのような形で発行されたものにそのようなものが載つておるか。史実に基づけば何年先なのがある。鳥取県と島根県は合併をして、また分離して、また合併をするというふうな、過法において長い経過を持つておるわけでありまして、あなたの方そう簡単に踏み切つてもらつては、地方住民としては迷惑をいたしますので、その資料等もあわせて御提示を願ひたいと思ひます。

時間がありませんので御迷惑をかけたて恐縮ですが、もう一、二問だけ、委員長、お許しをいただきたいと思います。

長官に伺ひますが、来年度の一般会計予算を見ますと、二百四億、防衛庁本庁の施設整備費の二十項、移転等補償金千六百四十万円が計上されておる、昨日私がこの点を経理局長にお話ししましたところが、これはあなた方が法に基づいて作られましたところの昭和三十年七月十一日「陸上、海上、航空各自衛隊等における土地等の購入又は使用に関する対価及び補償基準要綱、防衛庁経理局」という相当部

厚い基準を要示しております。これにも基づかないと経理局長は言う。それは昭和三十三年十一月二十一日、当時の防衛庁長官左藤義詮氏の名前によって教育施設防音防止対策工事費補助金の交付に関する訓令、これにない。それは予算上の措置だということであり、これは同僚議員に聞きますと、今まではこういうものはなかったそうであり、前年度、昭和三十三年の予算にはゼロであります。これが出てきております。このような基準や訓令、法規に基づいた補償基準あるいは訓令というものは、これに基づかない、いわゆる補償金というものをつかみ金の配ることは、これはきょう大蔵省に來てもらっている。と予算総則の上からも検討するつもりであります。他の委員会の関係でおられますが、これはまた別の機会に伺いますが、それは公正を欠くではないか。農林省の干拓淡水化に基づく一反当たりの経費は十五万円程度、防衛庁の今度の計画によりますものは三百万円もかかるようにと概算で思います。そのような国民の血税を使われる一方、生産上必要な農地その他宅地の造成は十萬や二十萬そこそこである。飛行機を飛ばすものについてはその何十倍を要するというような基本的な経費を使い、さらにまたみずから作った要綱や訓令に基づかずして、特に移転等補償金を組まれるというようなことは、長官はそこまでいろいろこまかくはタッチしておられないと思ひますが、事務当局の行き過ぎではないか。こういう問題については予算総則の上において明確にされております。一般予算、債務負担行為、繰

越明許、流用金、この四つの大きな弾力性のある予算運用をしておきながら、なおそういう根拠の明確でないものを予算に計上されることは不穩当ではないか。私はそういう疑念を持つものであります。昨日聞きますとこれは美保には適用しないのだ、今まで一件あったという経理局長の御答弁でありましたが、それを本年度に限って新規計上され、また今後も継続されると思ひますが、それに対する防衛庁長官の御所見はいかがでありますか。

○西村國務大臣 もちろん総括の責任は私にござりますが、実は予算の細部につきましては私も存じておりません。ただ千六百萬の貴重な経費を計上している以上は、たゞい事務当局から承ったところによれば、新田原に何か充てるための大蔵省との予算編成過程において計算を出したもので、御審議を願う国の予算案である以上は、根拠なくだつたかみ金を入れるということはあり得ない。財務当局との間において原案を作る過程におきまして、積み上げられて金額が計算されておると思ふのであります。もし細部にわたつての経緯等が必要でございすならば、いづれ事務当局に時間をお与えたいと思ひます。そういうふうな私に私に考へております。

○足鹿委員 こまかいことでありますから、長官をわずらわすまでもございませぬが、新田原とかいうことは昨日も聞きました。それは補償の対象となつて、あるいはそれに基つて算定の基礎、そういうものもおそらくあると思ひます。予算上の措置とはいへるうかと思ひますが、それらの点について参考のために文書をもつてお知らせをいたしたい。よろしいですか。――それではお願いいたします。

最後に、もう時間がありませんのでちよつと申し上げますが、先般この問題が新聞等で報道されておりました。私の質問主意書の提出等から具体的にこの全貌が漸次明らかになってきた。そこで地元の新島町または中央紙の出版報道関係者が、現地をへん見たいという申し入れをしたのであります。その目的は浜松等を見たいというので、美保市の方でも承知しておつたのであります。ところがわかに期日を要した。浜松では困るというところらしい。あなた方が連れていかれるのは必ず、この間も島根県の議会代表が行きましたら下にも置かぬでなして、飛行機で出迎えをされた。あなた方お手のものですから、輸送航空機に乗せられることは、私どもはどうかと思ひますが、それは別として松島へ連れていかれた。そういうふうな必ず視察コースというものがきまつて松島、これでは実情の把握にならないのではないかと。浜松は相当調整の問題が起きておりますが、私どももその話は聞いておられますが、そういう点から浜松を避けられる、こういうふうな何かある一つの方向へ誘導しつつ、世論の形成をはかつていかれようとおるのではなからうか。そういう点、公正な運用とは言えない。事態を明らかにし、現地の実情を身をもつて調査体験をするというところであるならば、あなた方にとつて都合の悪いところでもどしどし見せて、そして正しい認識をお与えになることが妥当だと思ふ。わずか一カ月足らずの間にきわめて具体的な計画

を發表すると言ひ、国会議員がそれを何つてもあまり真相をおしやるな、そういうところからいろいろな問題が発生してゐるのであり、その責任は決して私どもではない。防衛庁当局の措置よろしきを得ないことにあるのではないかと私は思ひますが、最近の基地問題について見のがすことのできない一つの傾向は、新島といふその他地区といひ、右翼が介入してきておる状態であり、新島の問題については政府、自民党、社会党の三者会談が現在進んでおると聞いておりますが、美保におきまして、この反対運動に立つておられますところのおもなる人々に対して、ひんびんとして脅迫状態が舞い込んできております。これが実地の測量が完成をし、あるいは今後どうなるか知りませんが、実際上の問題になれば、新島の二の舞を演じないとも保障ができない。そういう緊迫した事情にあるわけであり、新島の問題につきましても、あなた方は三者会談をもつて取捨されんとしておる。その内容はどうか私は存じませんが、とにかくこういう事態が起きておるわけであり、この点について、そのような事態をあなた方はいかに解釈し――そのような事態を惹起する根本をこの際一挙に解決していくことが私はよろしいと思ふ。

意見になつて恐縮でありますけれども、先ほど述べたような理由から、私は別に防衛論争としての私の所論は持つておきますが、今回の質問におきましては、そういう点については一切触れません。郷土を愛する地元民の素朴な声を代表して、私はこの国会の審議を通じて事態を明らかにしたいとい

う気持でありましたので、それは本日は申し上げませんが、先ほど申しましたように、二月の六日には安来市議会、東出雲町議会及び八束村議会、さかのぼつて昭和三十一年十一月十五日におきましては米子の市議会、同年十一月には地元の境港市議会、こういうものがすでに反対の意思を、議会の総意をもつて發表いたし、あなた方も御存じの通りであらうと存じます。そういった実情の認識につきまして、長官としては今後、やろやろやろということではなくして、一歩を進めて、こ

ういう地元居住民の声を、政治家として率直に、虚心にかきに聞かれて再考するべきものではないかと私は思ひます。中には積極的賛意を表する者たちも、若干署名いたしておるようであり、若くはそれは先ほど申しました通り特殊な事例でございす。そのようなのをもつて、防衛庁当局は、ある新聞記者が訪問したときに、あれは社会党の者たちが党の政策によつて反対をしておるのである、従つて地元では賛成者が多いのだというやうな、きわめて安易な考え方に立つてすべて

のこを行なわれようとしておる。これがきわめて間違つた今日の事態が起きた大きな原因であらうと私は思ふのであります。そういう点について、あなたは國務大臣として防衛庁の仕事を担当しておられますが、広く國務大臣という立場に立つて、先ほどから指摘しましたような幾多の事情を勘案されて、再考善処されることを私は求めたい。おそろしく撤回、中止というやうなことは、先ほどは考へておられないやうな意味のことを言われたと存じますが、さらに今までの質疑応

答を踏まへて、一歩を進めて、こ

ういう地元居住民の声を、政治家として率直に、虚心にかきに聞かれて再考するべきものではないかと私は思ひます。中には積極的賛意を表する者たちも、若干署名いたしておるようであり、若くはそれは先ほど申しました通り特殊な事例でございす。そのようなのをもつて、防衛庁当局は、ある新聞記者が訪問したときに、あれは社会党の者たちが党の政策によつて反対をしておるのである、従つて地元では賛成者が多いのだというやうな、きわめて安易な考え方に立つてすべて

のこを行なわれようとしておる。これがきわめて間違つた今日の事態が起きた大きな原因であらうと私は思ふのであります。そういう点について、あなたは國務大臣として防衛庁の仕事を担当しておられますが、広く國務大臣という立場に立つて、先ほどから指摘しましたような幾多の事情を勘案されて、再考善処されることを私は求めたい。おそろしく撤回、中止というやうなことは、先ほどは考へておられないやうな意味のことを言われたと存じますが、さらに今までの質疑応

答を踏まへて、一歩を進めて、こ

ういう地元居住民の声を、政治家として率直に、虚心にかきに聞かれて再考するべきものではないかと私は思ひます。中には積極的賛意を表する者たちも、若干署名いたしておるようであり、若くはそれは先ほど申しました通り特殊な事例でございす。そのようなのをもつて、防衛庁当局は、ある新聞記者が訪問したときに、あれは社会党の者たちが党の政策によつて反対をしておるのである、従つて地元では賛成者が多いのだというやうな、きわめて安易な考え方に立つてすべて

答を通じ、長官が感じられた点を特にこの際再考善処し、この問題については少なくとも延期され、あるいはその地元住民の真意を把握され、中止、計画案の撤回を求めてやまないものでございませう。この地元議会の速記録も議事録もたくさん用意しておりますが、それには衷情がよく現われておりますけれども、これはまた別の機会にお見せいたすこともあらうかと思ひます。この朗読を省略いたしますが、以上のような私の強い要望に対して長官の御所見を承りまして、まだ尽くしておらない点は、別な機会にまた発言の機会を委員長においてお与えいただきますようにお願いをいたしまして、質問を終ります。

○西村國務大臣 足鹿さんの御意見は、私は純粋と考へております。ただ問題は、基地をめぐりましてはいろいろな分子が入り込みまして、新島が一番いい例であります。よそ者が入り込みまして流血の惨事にもみ上げていふというの不幸な事態であると思ひます。私の方も、譲れる限度は最大限譲るといふ条件のもとに、政府、自民党、社会党三者の会談を今日まで継続いたしておりますが、私どもは国土防衛という観点の基本線において譲れないものがある場合においては、この会談がめどなしにただ続くとは考へておりません。もし私どもの方の最大限、社会から見ても常識的であるということとで譲った線も、話し合いがつかない場合には、これは仕方がない場合もあると思ひます。ことにあの場合においては基地ではありません。新島は年にわづか二十回程度の小型ミサイルを試験することミサイルというのは

非常に誤解しておられるのでありまして、残念ながらアトラスとか——CBM式のものを考へえになり、極端な方になるとミサイルと原爆の区別もつかぬ方々も多い。これは不幸なことでありませうが、問題は一種の高射砲のいわゆる近代化されたものであります。しかし新島におきましては、あつたまそのものを打ち上げて発火をさせるというふうなことでないものでありまして、問題は、ただ落下傘を使つて内部の機械を調べる試験場であつたわけでありませうが、不幸にしてそれが理解に至らない間に、ああいう右翼が入り込み、またオルグ団——ただ幸ひに今話し合ひいたしております三者の間においては、良識をもつて何とか解決したいというので、良識を持った方々は一応引き上げられたような形になつておりますが、いまだに現地に日本共産党系の諸君ががんばり、右翼の一部ががんばつておるといふ現状でありまして、一日も早くめどをもつてこれが解決すればいい。防衛庁長官といたしましては、ただいたすにやるといふ、血を見てはがんばるのだという形はとらなかつたことは、御了解いただけたらと思ひます。ただしこれもめどなしに私がいたすに突つ込んでいくといふことは、防衛庁長官といたしましてはできない作業でございませう。

それから一般の基地に對しましては、外部勢力がいろいろな角度から入ることについては好ましくない。あくまでもこれは防衛論争というものの一つでございます。生産問題もございませうが、それ以上に地元民の純朴な意思を中心にもの理解し合つていくこと

が、一番大事な問題ではないかと思ひます。従ひまして私どもの方といたしましては、こういう仮案を作つたら、どの程度の影響なり、どの程度のことがあるかといふことをやはり知つていただきたいといふことはお願ひをしたいと思います。たとえば各市町村が決議をされておりますが、さつき申しましたように、距離が二十キロ離れたところで八千フィート、九千フィートの高度をとつて飛行機を騒音々々といつて騒がれることは、およそこれは現実の常識ではない場合も起るものであります。私はそういうようなところで、はたして安来市が騒音の範疇に入つてくるかどうか、現実の一応考へた案をもつて、測量ができておりませんから、仮の考へ方をした場合にどうなるという、率直に申せば、少しでも科学的なデータのもとに話し合ひをして参りたい。私といたしましては、地元民が絶対に協力できないといふような雰囲気のもとにおいて押し切るといふこともできないのであります。しかしながら同時にまた一面やらしてみようじゃないか、やつてみようじゃないかといふ空気の方々もあるものであります。これらと勘案いたしまして、私は漸進主義でやはりこの美保の問題は解決の方向に私としてはやつて参りたい、こういう考へ方を足鹿先生に申し上げておきたいと思ひます。

○宮澤委員長代理 田口誠治君。
○田口(誠)委員 大まかに二点にわたつて御質問を申し上げたいと思ひます。

質問の第一点は、前々回の質問の緒統になるわけでございます。これは飛行場の防音装置に關係することでございますが、この前にも申し上げましたように、昨年は一億九千万円という防音工事費の予算を取つておられたのが、三十六年度には四倍といふような額の予算を予定されておるわけでございます。従つて私がここでお願いしたいことは、防音装置をすれば室内でどの程度の音響になるのか、何フオンくらいまでに防音を行なうのか、この点をまずもつてお伺いしたいと思ひます。

○木村(秀)政府委員 防音装置をつけただけに、飛行機の騒音がどの程度まで下がるかといふ御質問でございますが、大体において二十ないし三十フオン、現にございませう消音機では二十ないし三十、もっともこれはまだまだ改良の余地がございませうので、現在研究中でございます。

○田口(誠)委員 そこでなおこの間に関連をいたしますが、先般の御回答をいただいた場合には、とにかく学校あたりでも国立を主にという御回答があつたのです。これは私は公立と国立と聞き間違えたのかもわかりませんが、けれども、ちょっと明確にしておいていただきたいと思います。

○木村(秀)政府委員 これは別に国立に限つておりません。官公私立ともに補助金の対象としては考へております。

病院もあると思ひます。特に私の地元であるところの各務原の飛行場では、一番近いのが五百名くらい毎日出入りをするところの公立学校の共済組合の東海中央病院というのがございまして、ここは一日に五十回くらい飛行機が飛んでおりますし、そのほかに滑走路でエンジンをかけてばなしにしてブローとやられるのが、とてもしんぼうできるものではないわけなんです。それで本年の御計画には学校だけなしに、こうした病院關係も計画にお入れになる御意思があるかどうかといふことがまず一つと、それから前々委員会のときに山花先生の御質問にお答えになつて六億四千九百万のうちに、三億八千七百万といふのは、まず大体計画を立てておる。あと残りは二億六千九百万といふことになつておるわけですが、そういうことから今年度はその幅をどういふ方面に計画されておるか。もし計画されておらなければおらない、おるならおるでよろしうございませうので、御回答をお願いいたします。今御質問申し上げましたのは、とにかく公立の病院の關係もやるのかどうかといふことと、それから大体計画がもう固定されておるかどうかといふことです。

○木村(秀)政府委員 ただいま仰せになりましたように、われわれとしては学校だけでなく、病院につきましてももちろんその必要性を痛感いたしておりますので、三十六年度におきましてはできるだけ病院の方に手を伸ばしたいといふふうに考へております。

第二点の、具体的に三十六年度の計画が立つておるかどうかといふ御質問でございますが、現在までのところでは

は具体的にまだ立っておりません。ただ方針はもう騒音の激しいところから次第にゆるやかなところへとという方針でございます。

○田口(誠)委員 そこでもう大体二十フオンから三十フオンというところまで防音ができるということでございませうが、これは今のジェット機を対象ですか。ロケットを対象ですか。まだその音響測定の実績データというようなものをお示しいただいておらないので、何が対象になっておるかというところがわからないのですが、これは普通のジェット機を対象ですか、ロケットを対象か、その点も明らかにしていただきたい。

○木村(秀)政府委員 これは現在のジェット機を対象にいたしております。

○田口(誠)委員 それでロケットの場合には、聞くところによりますと、騒音が二倍半とか三倍とかになっておるといふことですが、そうなりますと、せっかく防音工事をおやりになったのが、目的が達成できぬということになるわけなんです。こういう点についてはどういふようにお考えになるか。それというものは、もう次から次へと科学の進歩で変わった飛行機が出てきまして、音響なんかの場合にも相当変わってくるわけなんです。そうしますと、結局相当先を見た見方において防音をやらなければ、いつかはまたやり直しをしなくてはならぬということになるわけなんです。こういうような点の研究はされておるか、何か将来へのそうした計画があれば一つお答え願いたい。

○木村(秀)政府委員 ただいまF104Jがどの程度の音響になりますか、今のF

86等と比べてどういふ程度の倍率の音響になるかという詳細なデータはまだございせん。一応今仰せになったように、三倍程度ということが、言われておるだけでございませう。従って、われわれとしましては、おそらく現在使っております消音装置でございませうが、機具としての消音装置では十分ではないか。施設の飛行場内はこのエンジンをテストする。あるいは始動音を発するような場合の騒音を防ぐために施設として一定のものが必要ではないか。たとえて申しますならば、地下に穴を掘りまして、その穴に向かって音を出す。そして十分何回も屈折せまして、最後に空に音を放つというふうな、何か施設面における方策が必要ではないかということ、現在その方の研究を進めております。先ほど長官からも御答弁がありましたように、104Jは三十七年の一月あたりは一機できてくることになっておりますので、大体それに歩調を合わせまして、今申し上げましたような施設面における工夫を考慮し、地元の方に御迷惑をかけないように、できるだけ御迷惑を少なくするように現在研究をしておる段階でございませう。

○田口(誠)委員 そうしますと、端的に申し上げまして、今二十なり三十なりというところに置いておられるとすれば、これがジェット機であった場合、ロケットになったら三倍になる。三倍になれば二十でも六十になる、三十なら九十になるということになりますので、大体そういうような騒音を目標にこれからの工事は行なわれるということですね。

○木村(秀)政府委員 二十、三十とさつき申し上げましたのは、大体二十フオンないし三十フオン下げられる……

○田口(誠)委員 下げるだけですか。○木村(秀)政府委員 そういう趣旨でございませう。なお、これは消音機のことをさつき申し上げておりますので、多少話の食い違いが生じたかと思いますが、従来も御承知のように、木造の建物でそれが滑走路の近くにあり、非常にやかましいという場合には、これを鉄筋に建てかえまして、そしてその鉄筋コンクリートの建物に防音装置を施すというふうなことをやっております。従って104Jができてきました際には、おそらくそういう配慮も必要になるのではないかと、建てかえというふうなことも必要になるのではないかと、いうことを考えております。

○田口(誠)委員 そうしますと、結局三十フオン程度のものであるということとあれば、その程度の防音ができれば大体いいと思えますけれども、四十五以上になりますと、これはあなたの方でも研究されておられると思ひます。が、私の方でもいろいろと資料を集めて研究いたしました結果、病人なんかの場合には、四十五以上になれば大きな影響があるのです。そういうことから、先を見越したところの防音装置をやっていたかなくてはならないのじゃないか、かように考えておりますので、その点の御配慮をいただきたいと思ひます。特に各務原飛行場周辺の病院、学校の関係につきましては、前々委員会のときに申し上げましたような実態でございませうので、何かと自治体の方からもいろいろとお願いをすると思ひますが、この点に対する御配慮

をいただきたいと思うわけでございませう。そこで、長官の御都合もあるようです。すから、ちょっと話を切りかえまして、長官には大さっぱな答弁になると思ひますが、実はこの前のときにも、また自治省の方にも私は申し上げたわけですが、どこへ行きまして軍事基地があれば、その住民に有形無形に非常な迷惑をかけているので、こういう迷惑をかけている場合には、その地方自治体に対する交付金というふうなもの、どちらかといえば多くやるのが常識であると思うのですけれども、現在のところでは自衛隊の使用する土地とか建物、工作物、こういうふうなものにつぎましては全部のものが評価対象になっておらないということ、それから対象になっていないものでも額が低いということ、そうした基地を保持している地方自治体の方では非常に不満の意を表して、全国基地協議会ですか、ここで政府の方に相当強く働きかけられるような相談もしているようなわけでございませう。そこでこの間の質問から引き出して参りますと、私の考え方としたしましては、交付金の額も地方税の固定資産評価率でやるべきであるという主張をいたしましたけれども、この基地の場合にはそういう考え方はない。ただ基地をその土地に設けまして置いていただいているのだから、どれだけか交付金を出さなければならぬというので、言葉をかえて言えばつかみ金で予算を立てて出している。その率がこの間の御答弁では一・四%というふうなことをお話しになりましたけれども、実際にはそういう率では来ておりません。これは間

違っております。実際に来ておりません。特に昨年十億円この方面の予算を取っておられるのですが、今年もやはり防衛庁の方から十四億という予算を出したけれども、大蔵省でけられて十億円になった、こういうことでございまして非常に遺憾な次第でございませうが、十四億円になってもこれは満足したものでないのです。大体地方税法によるところの資産の評価からいいますと、十八億から二十億くらいの予算を組んでもらわぬと、それと同等の交付金がいらないというところになるわけですね。それでそこまで一つ努力していただかなくてはならないし、その努力をしていただくには今の法律そのままだではこれはちょっと工合が悪いと思ひますので、この国有財産の台帳価額の法律内容を改正をされまして、そしてその額を上げていっていただくてはならないのですが、こういう改正の用意はおありであるかどうか。これがないうことになりまして額もふえないということになりますので、ちょっとその点お伺いしたいと思ひます。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。この基地交付金の問題は、予算要求、または予算の取り扱いが自治省所管になっております。防衛庁、調達庁といったしましては、配分の場合におそらく協議を受けて参る、こう思ひます。従いまして予算要求に対する方針、態度は、私から申し上げるのには少し僭越ではないか、こう思ひますのでありまして、率直に申せば自治大臣の所管分でございませう。ただ私は国務大臣の立場でございませうから、一言申し上げますと、基地周辺の町村なり住民はいろいろな面で制約を受けやすい立

場に立っている面から、国全般としてはできる限りいろいろな施策を立てていかなければならぬ、こういうことは私も痛感をいたしております。従って内閣で、いつも申し上げますように、単に防衛庁、調達庁だけではなくして、基地の環境整備は関係各省こぞっていろいろ施策を立てるべきであるといつて、今日関係各省の基地周辺の環境整備の協議会を作らしておるのが現状でございます。なお細部は自治省からお答えをいたさせます。

○田口(誠)委員 それならその自治省の方の回答はちょっとあと回しにして、長官にもう一言お答えをお願いいたします。これはあなたの方の関係になるのですが、いずれにしても昨年十億円予算を取った。ところが実際に地方へ交付されておる金は八億円ということなんです。その二億円というものはどこへ行ったのか。そしてまた幾分余裕をとつておいて、何か陳情その他のあったような場合にプラス・アルファをするのか。その二億円を使わなかったという理由を、これは防衛庁の関係でございまして、やはり長官の方から明確にしてみたい。

○西村国務大臣 実はせっかくの御質問でございますが、これ自体も配分の方針は一応自治省の所管で、自治大臣の手元で配分計画を立てまして、ただ関係する分だけ私の方は協議を受けるという程度でございます。従って十億のうち二億をどういうふうにされておるかは、自治省の所管の者が見えておりますから、その方から承っていたきたいと思います。

○田口(誠)委員 それでは自治省の方から伺います。

○萩原説明員 基地交付金のお尋ねにつきましてはお答えを申し上げます。まず最初に自衛隊関係の基地交付金の配分対象のお話でございますが、自衛隊関係の施設につきましてはこの交付金の配分対象の範囲は、飛行場と演習場の土地、それから弾薬庫、燃料庫の土地、建物、工作物でございます。それから全体的に十億という予算額が少な過ぎるのじゃないか、特に固定資産税の税率等から考えると、それは十数億以上になつてもいいのじゃないか、こういう御趣旨のお尋ねでございますが、たが、もとこの制度ができましたのは昭和三十二年でございますが、税の問題から考えて参りますと、御承知のように国と地方団体の間では相互に課税をしないというのが昔からのしきたりと申しますか、そういう原則の上に立つておるわけでございます。従いまして従来からも国有の施設、土地、そういうものについては固定資産税は課税しないということになつておるわけでございます。たとえばこの議事堂につきましても固定資産税の対象にならないということになっております。ただそういうことになっております。また、国有財産等を個人に貸し付けておる、個人が使用しておるのだという場合には、考え方を變えてもいいのではなからうかというので、昭和三十一年に国有財産等所在市町村交付金というものが、たとえば国有林野等も含めてできておるわけでございますが、これがもう一つのきっかけになりました。翌年、米軍関係が使つておる住宅施設、あるいは厚生施設、あるいは機械の修理等の企業用施設、こういうようなものも似たような性格のものであるから、交付金の対象に考えたかどうかというところから、この問題が始まつて参つたわけでございます。それで基本的には、お話にもございましたけれども、まず一点としては、もとと固定資産税の対象にならないので、市町村にそれだけの減収があるのではないかと、この二つの理由によりまして、当該市町村に助成交付金を交付すべきではないかということが始まつたわけでございますが、先ほど申し上げましたような税との関係になつて、これを税としての基準を考えますと、形式的には固定資産税が研究対象になります。御承知のように税率が価額の一・四％、これが現在の固定資産税の体系でございますが、この問題につきましては国有提供施設の場合は、税の面を非常に強く出して参りますと、他の面ではたとえば基地以外にも、多少程度の差はございますが、いろいろな意味で地方にある大体似たようなケースとしては、刑務所あるいは国立の伝染病院、そういうものもあるわけでございまして、そういう意味の公用資産全体がこういうものの対象になるというのでは、もととの相互の非課税という原則から考えて問題があるのではないかと、このことで、助成交付金の性格そのものを税の見返りという性格にいたしませんと、先ほどもつかみ金式だというお話がございましたが、予算の定める範囲内での助成金だという建前に現在なつておるわけでありまして、従

いましてそういう意味におきましては、総額の問題が、いわば基準が必ずしも明確でない。毎年度予算の定める範囲内だ、こういう結果に相なつておるわけでありまして。

これが実際にはどの程度になつておるかとお申しますと、昭和三十一年の例で申し上げますと、大体十億円の総額で、価額に對しましての率は〇・八％強ぐらいになつております。固定資産税の方は御承知のように一・四％でございます。これを分けます場合はやり方といたしまして、八割相当額は価額に按分する。対象施設の台帳価額は、実際の基地所在のそれぞれの市町村の特殊事情があるだろう。それでたとえばどういふ資産があるか。存在する基地の内容と申しますか、米軍で申し上げますと、単に駐屯地だけだといふのと演習場といふのでは違ふのではないかと。飛行場といふのも違ふのではないかと。飛機場といふのも違ふのではないかと。こういう意味での資産の相違あるいは市町村自体の実際の財政状況、こういうものを勘案して二割分を配分する、こういうことになつておるわけでございます。それで実際に出てくる数字といたしましては、八割分の相当額が、大体去年の例で申し上げますと〇・七％弱でございます。それが八億でございます。残りの二億は、二割分の特別の事情を勘案するといふことで、八割分に付加して出されておるわけでございます。

それで最後の御質問に、十億のうち八億しか使つておらぬではないか、二億残つておるではないかというお話がございましたが、さうな事實はございません。ただ配分が今申し上げまし

たように、八割分と二割分とやり方を変えまして、合計額で出すということになつておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 そこで大蔵省はとにかくそろばん玉をはじくのだから、割合に冷たいところもあるわけなんです。が、今申しましたように基地を提供しておれば、その土地の住民、また地方自治体にかける迷惑というものは、非常に多いわけなんです。だから今言われたところの大体ことは十億だ、来年は十四億だといふような、そんなことではなくして――自衛隊なら自衛隊の建物、県庁とか市役所の建物と同じような公共建物として課税をしないのなら、これはさうあつてもまた理屈は通りますけれども、今のところではさうでないところの率が低いわけなんです。率が低いといふことは、すなわちきちんとして地方税法に基づいたところの率になつておらないといふことなんだから、僕の主張しつづつ質問をしておることは、これはあくまでもこの交付金の額は、地方税法の固定資産の評価率にまず変えてもらわなければいかぬ。これはもう当然なことであると思ふのです。どうかといへば、その率では不満だから、迷惑をかけておるのだからもっとよけい出せといふのが普通だろうけれども、まあそこまではことは言いませんが、まず普通の固定資産評価率まで上げてもらわなくちゃ困るというところ、そのほかに、公共建物としてかけない部分、これは分析していただければわかりますけれども、幅広ぐとろ過ぎてあるのです。滑走路その他いろいろよけいとろ過ぎてあるのです。あれはもう少し再検討していただければ、やはり対象になるのは相当あ

ると思ふのです。それでどういふ点もやはり研究し調査をしていただいて、課税対象にしていたかなくてはならないのじゃないか、こう思うわけなんです。それで結論としては、地方税法の固定資産の評価率と同じようにしてもらいたいということ、従つてこれをするには、こゝまでいかなくとも、ある一つの法律のもとにおいて金を出さうとする、やはり法文化しなくちゃならないわけなんです。それで、そういう法律の改正というふうなものも研究なさつておるのか、もうできておるのか、この点をお聞きしたいと思ふのです。

○萩原説明員 第一の総額の問題でございますが、私も自治省といつたしましては、十億円という総額がこの制度本来の趣旨その他から考えまして、これで十分であるかどうかという点につきましては、決して十分と考えておりません。この前の機会にも私どもの局長から話がありましたように、本年度予算の折衝過程におきましても、これ以上のものを要求しておつたわけでありましたが、遺憾ながらそれが納得を得られなかつたわけでございますけれども、今後ともこの総額の確保につきましては、基地所在市町村の基地の所在することによる実態を十分調査いたしました上で、この予算の増額につきましての努力は続けていくつもりでございます。

なお、それと関連いたしました、現在の法律ではこの基準が明瞭でない、明瞭にする気はないか、こういうお話であります。もちろんこの固定資産税の税率並みということにすれば、ただいまの十億は大よそ倍近いも

のがまだ要るわけでございます。結局総額の予算の問題とも関連いたしまして、こゝですぐ法律の改正を考へておるといふふうな私の方で申し上げるのには、関係方面がいりるございまして、明言をいたしかねますが、いづれにいたしましても自治省といつたしましては、この総額の増額の努力は将来続けていくつもりでおるわけでございます。

なお、第二の対象範囲の拡張の問題でございますが、御承知と思ひますが、先ほど申し上げましたように、この制度は昭和三十一年度に行つたのでございまして、当時自衛隊の使用施設につきましては、飛行場、演習場の土地だけでございまして、弾薬庫、燃料庫関係は当時ではございせん。三十四年度の改正で弾薬庫、燃料庫関係のものを入れていたわけでございます。そういうことで、この対象範囲の問題も、不合理といひますが、そういう点があるということにつきましては、過去においてもそういう努力をいたしておるわけでございます。今後ともこの範囲が、今の範囲ではたして妥当かどうかということについては、検討を続けていきたいと思つておるわけでございます。御指摘のこの滑走路あるいは格納庫、こういうものが現在は落ちております。御承知と思ひますが、滑走路の工作物、格納庫の建物というものが落ちておりますが、その下の土地はもう入つておるわけでございます。これも私どもの将来の研究課題としては、これをはずすということに積極的な理由が出るかどうか等についても、一般の対象資産の拡張の問題ともちろんあわせて検討を続け

ていきたい、こう考へております。○田口(誠)委員 妥当であるかどうかということについて検討を深めていきたいという御回答なんです。妥当でないということははっきりしておるのであります。国有財産であつて、そして基地を設けて住民に迷惑をかけるおつて、今私無理なことを言つておるのではないのですが、県庁とか市役所というふうな公共建物にはかけておらぬと同じように、ある程度の建物

は除外しても、その他のものに對する評価率は、当然これは地方税法によるの固定資産の評価率と同額にするのがあたりまえのことであつて、これは何ら研究する余地もないと思ひます。だから、そういう点から改正をして、国有財産の評価台帳の改正をして、そういうこの金額の増額をはかる意思がないのかどうか、こういう点に對する一つの認識というか、思想というか、ある程度の思想を持つておいて、たとえばいざ出さねばならぬのですよ。ところがそれを地方より少ないという交付の仕方では、これは納得がいけないので、その点がたまたま妥当でないかということの研究するといふようなことでなくして、これは妥当でないことはもうだれに聞いてみただけで、はっきりしておるのだから、それは官僚の方が、いろいろ法文できちんきちんとやつてみた場合には、それがどういふことか知らぬけれども四億も削つてしまつて、去年並みの十億にしたというございす。これは地方自治体では、予算というものは毎年々々ふくむばかりなんです。従つてこういう面について、たとひ少しでもふくらまない交付をしてもならなくて、地方では非常に困るわけなんです、そういうことからいって、私は当然なこととしてこれは要求されるべき筋合ひのものであり、それから大蔵省としても、こういう点については十分な認識と一つの思想を持つて改正をされて、増額されるようにしていただきたいと思ひます。全額余地がないのか、その点どうですか、單なる研究か、その点はっきりして下さい。

○萩原説明員 私が妥当か妥当でないかということをおし上げましたのは、総額の問題でございまして、範囲の方の問題のつもりだつたわけでございますが、総額につきましては、先ほど申し上げましたように十億で十分と自治省は考へておりません。しかし今おっしゃられたことは、私どもには御趣旨よくわかるのでございす。ただ私どもの努力の足りないせいかもしれないのでございすけれども、従来までの経緯では、財政当局になかなか納得が得られなくて、今年度の予算も前年度並みになつてしまつた、これが實際でございす。

○田口(誠)委員 防衛庁の経理局長さん、お見えになりますね。先ほど長官が言われた、これは大蔵省の方だ、わ

しの方は予算を要求してきめてもらつて、あとは大蔵省がやるのだというふうな式の御回答であつたのだが、私、お急ぎのようだったからあまり詰りめ寄らなかつたけれども、こういうふうなものでは当然防衛庁の経理の方でなされる筋合ひのものだろうと思ひます。今の十億のうち二億を交付しなかつたというふうな点について明細に知つておられると思ひます、それからこの二億円の使途についても明細に知つておられると思ひます、こういう点を一つはっきりしてもらいたいと思ひます。わずかに二億円のことでございすけれども、ちよつと疑惑を生じておりますから。

○萩原説明員 防衛庁の方への御質問でございますが、この助成交付金の所管は、法律的には私の方でございす。予算要求も私の方でやる、配分も自治省で行なつておるわけでございます。もちろん配分等にあたりましては、防衛庁の方といろいろ御協議はいたしておりますが、法律的にはわれわれの、自治大臣の所管でございす。こういうことになつておりますので、便宜上私の方からお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、二億の使途ということでございますが、決してこれは配分しておらぬのはございせん。十億は完全に配分をいたしております。二億はどういうやり方をやつておるかとおし上げますと、先ほどちよつと触れましたが、飛行場、演習場等は、一般の駐屯地における兵舎等と違つて、市町村に対して影響が大きい。ところが八割の方で参

ります。この法の改正を行なつて、そして次のときには必ず増額できるようにしていただきたいことなんです。防衛庁も十四億要請しておるのだが、どういふことか知らぬけれども四億も削つてしまつて、去年並みの十億にしたというございす。これは地方自治体では、予算というものは毎年々々ふくむばかりなんです。従つてこういう面について、たとひ少しでもふくらまない交付をしてもならなくて、地方では非常に困るわけなんです、そういうことからいって、私は当然なこととしてこれは要求されるべき筋合ひのものであり、それから大蔵省としても、こういう点については十分な認識と一つの思想を持つて改正をされて、増額されるようにしていただきたいと思ひます。全額余地がないのか、その点どうですか、單なる研究か、その点はっきりして下さい。

○萩原説明員 私が妥当か妥当でないかということをおし上げましたのは、総額の問題でございまして、範囲の方の問題のつもりだつたわけでございますが、総額につきましては、先ほど申し上げましたように十億で十分と自治省は考へておりません。しかし今おっしゃられたことは、私どもには御趣旨よくわかるのでございす。ただ私どもの努力の足りないせいかもしれないのでございすけれども、従来までの経緯では、財政当局になかなか納得が得られなくて、今年度の予算も前年度並みになつてしまつた、これが實際でございす。

○田口(誠)委員 防衛庁の経理局長さん、お見えになりますね。先ほど長官が言われた、これは大蔵省の方だ、わ

ら、一律に機械計算が出てくるわけでは、それで飛行場、演習場等については交付金の割増しを二割で見ると、あるいはまた米軍が自分の金で施設したものがございす。これは国有資産でございせんので、基地交付金としては対象になってこないわけでございます。こういうものがある市町村につきましては、その部分も二割の方で処理する。大体そういった考え方で、この二割分の方は、この全額をそれぞれの該当市町村に、八割の方の交付金につけ加えて配分しておるわけでございます。一円も残っておりません。

○田口(誠)委員 新局二億円というものは、ざっくりばらんに言えば、私の村の方では他より事情がよい、あるから、交付金をよけい増してくれというような陳情なんかがあった場合に、よく調べて、うんそうかというので出すのが二億円なのか、それとも何かの規格に基づいて出されるのか、そういう点どうなのですか。

○萩原説明員 二億円の配分につきましては、この法律の施行令の方で規定をいたしております、先ほども申し上げましたように、その施設の状態、市町村の財政状況等を考慮して配分する、こういうことになっております。現在やっておりますのは、ただいまも申し上げましたように、そのうち大部分は飛行場、演習場の基地所在の市町村に対する割増しでございます。特別にこういう事情があるからというので陳情があったらどうかというお話もございす、そういう陳情も出て参ります。私どもの方はそれにつきましては一々精査をいたしまして、基地につきましては調達庁、自衛隊の方で事情

がわかるわけでございますから、その辺の御意見も伺い、一切それを見ていないということもございせんけれども、よく精査の上処理いたしている部分でございますが、それは非常にわずかでございます。大部分は今申し上げましたように、飛行場、演習場の割増しでございます。

○田口(誠)委員 この件についてはちょっと時間がございますので、結論をつけたいと思います。ただいま希望を申し上げつつ質問を申し上げました内容につきましては、最大の努力をいたしまして、来年も十億だというようなことのないようにしてもらいたいということ、それから特に私の地元の各務原では、学校と、先ほど申しました病院が飛行場のすぐ近くにあるので、これはこの前の質問のときに全部申し上げましたので、おわかりだと思ひますが、厚生省の療養所の課長さん、文部省の関係課長さんもおいでのようにございすので、一つその点を十分にお含みをいたしまして、そしてあのような迷惑が早く去るようお願いをいたしたいと思ひます。

それからもう一点、高揚力研究機というのを今度持つてくるのですが、この飛行機はどういうものであつて、性能がどうで、どこでできてというような詳しいことについて聞きたいのですが、これはきょうお見えになつていられる方で回答できますか。これは何かプロペラが前の方で回つてみたり、上の方で回つてみたり、いろいろするらしいのです。人によつては、ものすごい音を立てるといふ人もあるし、いろいろなデマが飛んでおるのです。だから、こういう点について明確にしてもらつ

ておかぬと、今後の防音装置の關係にも影響があると思ひます。

○木村(秀)政府委員 それは防衛庁が持つてくるというお話でございますか。

○田口(誠)委員 文部省や厚生省が持つてくるということはありませんでしょう。

○木村(秀)政府委員 名前も聞いたことがないものですから……。

○田口(誠)委員 今のところは日本にたった一機あるということですが、きょうはわからなければ保留しまして、次の機会にまたお聞きしたいと思ひます。

○宮澤委員長代理 それでは次会は公報を持つてお知らせすることとして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十二分散会

昭和三十六年三月十日印刷

昭和三十六年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局